【事務局(黒田都市計画課長)】 まだお見えになられていない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただ今から第236回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の出席状況につきましては、委員の2分の1以上という定足数を満たしております ことをここに御報告申し上げます。

本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、参加幹事を最低限とさせていただいております。また、座席を2列に分けまして、会議室のドアを開放させていただいております。御不便をおかけして申し訳ございません。

それでは、お手元に「第236回東京都都市計画審議会資料一覧」、一番上のA4の紙でございます。これをお配りしておりますから、これを基に配付資料の御確認をお願いいたします。

初めに、A4横1枚「議案一覧表」でございます。裏表ございます。

次に、薄茶色表紙の冊子「議案・資料」でございます。

次に、桃色の表紙で「議案・資料 別冊 委員名簿・幹事名簿」でございます。

一番下、最後でございます。白色の表紙でございます。「議案・資料 別冊 意見書の要旨」でございます。

本日お配りいたしました資料は以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。 ありがとうございます。

続きまして、本日の日程についてでございます。

恐れ入りますけれども、「議案一覧表」、こちらを御覧くださいませ。

議事日程でございますが、日程第1から日程第5まで議題が合計13件ございまして、 全て議決案件となっております。

恐れ入ります。報道関係のカメラの方に申し上げます。撮影はここまででお願いをいたします。

それでは、原田会長、よろしくお願いいたします。

【原田(保)会長】 それでは、委員の皆様方におかれましては、本日は御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の審議会は審議会運営規則にのっとりまして、会議を公開で行うこととしておりますので、傍聴者の方、報道関係者の方に入室をいただいております。御了承いた

だきたいというふうに思います。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。

当審議会の会議を傍聴する際は、お手元に配付しております「傍聴に当たっての注意事項」を厳守されるようお願いいたします。

次に、委員につきましては、お手元の桃色の表紙の「委員名簿・幹事名簿」に記載のと おりでございます。

なお、委員の議席につきましては、運営規則に基づきまして、委員名簿の議席番号のと おりといたしますので、御了承をお願いいたします。

本審議会におきましては、限られた時間の中で十分に御審議をいただきたいというふう に思っておりますので、議事の進行等につきまして、委員の皆様方、また、説明幹事の皆 様方、御協力をいただくようにお願いいたします。

なお、委員の皆様方には、御発言の際は議席番号をお示しくださるようお願いいたしま す。

【原田(保)会長】 それでは、議事に入ります。

日程第1といたしまして、議第7534号と議第7535号を一括して議題といたします。

小野幹事の説明を求めます。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 日程第1、議第7534号、世田谷区羽根木二丁目外各地内における用途地域の変更について御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」の11ページから19ページまでとなります。

「議案・資料」14ページの位置図と併せまして、モニターの航空写真を御覧ください。 用途地域の変更箇所は、モニター上、赤色でお示ししております京王線代田橋駅から南 に約0.3キロメートルに位置します都市計画道路放射第23号線沿道の面積約1.8~ クタールの区域でございます。

本地区は、世田谷区都市整備方針において、街づくりを優先的に進めるエリアである代田橋駅周辺地区及び明大前駅周辺地区に含まれております。このたび、放射第23号線の

整備に併せて、周辺の良好な住環境に配慮しつつ、生活利便施設が適切に立地した、みどり豊かで潤いのある街づくりを進めるため世田谷区が地区計画を策定し、これにあわせて 用途地域の変更を行うものでございます。

ここで、参考としまして、世田谷区が決定します地区計画について御説明いたします。 「議案・資料」19ページの計画図と併せてモニターを御覧ください。

地区計画の区域約5.9ヘクタールについて4地区に区分し、それぞれ土地利用の方針を定めます。地区整備計画では、地区の特性に応じて建築物等の高さの最高限度等を定めます。

恐れ入りますが、資料をお戻りいただきまして、「議案・資料」15ページの計画図と併せまして、モニターを御覧ください。

ただ今御説明いたしました地区計画の決定にあわせて用途地域を変更いたします。用途 地域の変更につきましては、右の表に示しております。

主な変更の内容としまして、計画図中②の区域について、第一種低層住居専用地域、建 蔽率60パーセント、容積率150パーセントであったものを、建 厳率はそのままで、第 二種中高層住居専用地域、容積率200パーセントに変更いたします。

計画図中③の区域について、第一種低層住居専用地域、建蔽率60パーセント、容積率150パーセントであったものを、建蔽率はそのままで、第一種住居地域、容積率200パーセントに変更いたします。また、今回の用途地域の変更にあわせ、世田谷区において高度地区の変更が行われる予定になっております。

なお、本案件について令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、2名から2通の意見書の提出がございました。

白色表紙の「議案・資料 別冊 意見書の要旨」1ページを御覧ください。 反対意見に関するものが2通でございます。

「1 都市計画に関する意見」の1段落目を御覧ください。

「計画図上の②と③を第一種低層住居専用地域から、それぞれ第二種中高層住居専用地域と第一種住居地域とすることは不公平である。同じ放射23号線の沿道であり、総延長1キロメートルに満たない中では、変更後は同じ用途地域とするべきであり、②は第一種住居地域に変更するべきである。」というものでございます。

これに対する都の見解は、「本地区は、世田谷区都市整備方針において、放射23号線の整備にあわせ、周辺の住環境との調和など沿道の街づくりを検討することとしており、今

回、世田谷区が決定する地区計画にあわせ、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき、用途地域を変更するものである。具体的には、計画図上②の区域を、地区計画において住宅地区Bと区分し、土地利用の方針を「住宅を主体としつつ、日常生活に密着した小規模な店舗・事務所等が立地した低中層の街並みの形成を図る。」とすることから、第二種中高層住居専用地域に変更するものである。また、計画図上③の区域を地区計画において住宅地区Aと区分し、土地利用の方針を「住宅を主体としつつ、良好な沿道環境を形成する店舗・事務所等が立地し、低中層と中高層の建築物が調和した街並みの形成を図る。」とすることから、第一種住居地域に変更するものである。」というものでございます。

議第7534号の説明は以上でございます。

次に、議第7535号、世田谷区大蔵六丁目外各地内における用途地域の変更について 御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」11ページから13ページ、20ページから33ページとなります。

「議案・資料」20ページの位置図と併せまして、モニターの航空写真を御覧ください。 用途地域の変更箇所は、モニター上、赤色でお示ししております東名ジャンクションから東に約0.6キロメートルに位置します都市計画道路補助第216号線沿道の面積約2.4ヘクタールの区域でございます。

本地区では、平成5年8月に策定した地区計画に基づき、みどり豊かな住環境を生み出すとともに農地と住宅地が共存する街づくりが進められております。

このたび、補助第216号線の整備に併せて、後背地の低層住宅地と調和を図り、生活 利便施設などが適切に配置される中高層住宅地として沿道の土地利用を適切に誘導するため、世田谷区が地区計画を変更し、これにあわせて用途地域の変更を行うものでございます。

参考としまして、世田谷区が変更します地区計画について御説明いたします。

「議案・資料」32ページの計画図1と併せまして、モニターを御覧ください。

地区を縦断します補助第216号線沿道について新しく地区を区分し、土地利用の方針を定めます。地区整備計画では、地区の特性に応じて建築物等の高さの最高限度等を定めます。

恐れ入りますが、資料をお戻りいただきまして、「議案・資料」21ページの計画図と併せまして、モニターを御覧ください。

ただ今御説明いたしました地区計画の変更にあわせて用途地域を変更いたします。用途 地域の変更につきましては、左の表に示しております。

変更の内容として、計画図中①の区域について、第一種低層住居専用地域、建蔽率50パーセント、容積率100パーセントであったものを、第一種中高層住居専用地域、建蔽率60パーセント、容積率200パーセントに変更いたします。また、今回の用途地域の変更にあわせ、世田谷区において高度地区の変更が行われる予定となっております。

なお、本案件について令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第1の説明は以上でございます。

【原田(保)会長】 日程第1につきまして説明が終了いたしました。

それでは、日程第1につきまして御質問、御意見等あればよろしくお願い申し上げます。 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 議第7534号について意見表明いたします。

この都市計画用途地域の変更は、放射23号線の整備を前提にしたものです。放射23 号線については、現道のない静かな住宅街に幹線道路を整備する計画で、住環境の破壊と なることや町を分断する道路であること、カーブもきつく事故の心配があること、また、 道路整備で公園がなくなるなどの理由から周辺住民の道路計画に反対する裁判が行われて います。

第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域と第一種住居地域への変更については、先ほども御説明ありましたけれども、不公平との意見も出されています。そもそも前提となる放射23号線道路整備により住民の立ち退きや静かな住環境が破壊されることに多くの住民が反対しており、この用途地域変更についても住環境の悪化が懸念されます。よって、本件については反対をいたします。

以上です。

【原田(保)会長】 ほかに御意見、御質問等は日程第1につきましてはございませんか。

それでは、ほかに御質問、御意見ないようですので、日程第1の用途地域の案件について採決をいたします。

まず、議第7534号、世田谷区羽根木二丁目外各地内の案件について、賛成の方は挙 手を願います。

# [ 賛成者举手 ]

【原田(保)会長】 賛成多数と認めます。

よって、本件は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7535号、世田谷区大蔵六丁目外各地内の案件について、賛成の方は挙手 を願います。

[ 賛成者举手 ]

【原田(保)会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

\_\_\_\_\_

【原田(保)会長】 次に、日程第2といたしまして、議第7536号から議第753 8号を一括して議題に供します。

谷崎幹事の説明を求めます。

【谷崎幹事】 議長、都市基盤部長

【原田(保)会長】 谷崎幹事

【谷崎幹事】 日程第2、議第7536号、東京都市計画道路幹線街路放射第16号線の変更について説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」35ページから38ページまでです。

「議案・資料」の37ページの位置図をお開きください。モニターにも同じものを映しております。

放射第16号線は、千代田区大手町一丁目の日比谷通りを起点とし、江戸川区東葛西九丁目の千葉県境を終点とする延長約12キロメートルの路線です。

「議案・資料」の38ページの計画図とモニターに示した位置図を併せて御覧ください。

放射第16号線のうち、中央区日本橋二丁目に位置する千代田橋の橋詰及び中央区日本橋茅場町一丁目に位置する霊岸橋の橋詰は、令和元年11月に東京都・特別区・26市2町で策定いたしました「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、橋詰が未着手の箇所を検証し、既に橋梁が完成していることや架け替え用地としての必要性が低いことが確認されたため、橋詰の縮小を行う箇所といたしております。このため、本路線の千代田橋及び霊岸橋の橋詰の一部区域を変更することといたします。

なお、本計画案を令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本都市計画案に対する関係区の意見でございますが、中央区から異議なしとの回答をいただいております。

議第7536号の説明は以上でございます。

続きまして、議第7537号、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第112号線の変 更について説明いたします。

資料は、「議案・資料」39ページから42ページまでです。

「議案・資料」の40ページの位置図をお開きください。モニターにも同じものを映しております。

補助線街路第112号線は、千代田区神田岩本町の靖国通りを起点とし、江東区福住一丁目の葛西橋通りを終点とする延長約3キロメートルの路線です。

「議案・資料」の41ページから42ページの計画図とモニターに示した位置図を併せて御覧ください。

補助線街路第112号線のうち、中央区日本橋箱崎町に位置する旧土州橋は、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、先ほどの案件と同様、橋詰の縮小を行う箇所といたしました。このため、本路線の旧土州橋の橋詰の一部区域を変更することとし、併せて本路線の延長約1,120メートルについて車線の数を6車線と定めます。

なお、本計画案を令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

また、本都市計画案に対する関係区の意見でございますが、中央区・江東区から異議なしとの回答がございました。

議第7537号の説明は以上でございます。

次に、議第7538号、東京都市計画道路幹線街路環状第4号線の変更について説明いたします。

資料は、「議案・資料」43ページから47ページまででございます。

「議案・資料」の46ページの位置図をお開きください。モニターにも同じものを映しております。

環状第4号線は、港区港南三丁目の海岸通りを起点とし、江東区新砂三丁目の永代通り を終点とする延長約29.9キロメートルの路線でございます。

「議案・資料」の47ページの計画図とモニターに示した位置図を併せて御覧ください。

環状4号線のうち、港区南青山二丁目地内の延長約150メートルの支線1は、「東京に おける都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、支線が未着手の箇所を検証し たところ、本線が完成し、周辺の道路によって支線の機能が確保されており、都市計画道 路として本線と分岐する支線1の必要性が低いことが確認されたため、支線の廃止を行う 箇所といたしました。このため、環状第4号線のうち支線1を廃止することといたします。

なお、本計画案を令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本都市計画案に対する関係区の意見でございますが、港区から異議なしとの回答がございました。

日程第2の説明は以上でございます。

【原田(保)会長】 以上で説明は終了いたしました。

本件、日程第2につきまして御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

[「なし」の声あり]

【原田(保)会長】 それでは、御質問、御意見ないようでございますので、日程第2の案件につきまして採決をいたします。

まず、議第7536号、東京都市計画道路放射第16号線の案件について、賛成の方は 挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【原田(保)会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7537号、東京都市計画道路補助線街路第112号線の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[ 賛成者举手 ]

【原田(保)会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7538号、東京都市計画道路環状第4号線の案件について、賛成の方は挙 手を願います。

[ 賛成者举手 ]

【原田(保)会長】 全員賛成と認めます。

\_\_\_\_\_

【原田(保)会長】 次に、日程第3といたしまして、議第7539号と議第7540号を一括して議題といたします。

谷崎幹事の説明を求めます。

【谷崎幹事】 議長、都市基盤部長

【原田(保)会長】 谷崎幹事

【谷崎幹事】 日程第3、議第7539号、武蔵野都市計画河川第2号石神井川の都市計画決定及び議第7540号、西東京都市計画河川第1号石神井川の都市計画変更について一括して御説明いたします。

お手元の薄茶色表紙「議案・資料」の49ページから64ページまでを御参照ください。 併せてモニターを御覧ください。

本件は、石神井川からの溢水防止に資する目的で新設する調節池に必要な区域について、都市計画の変更及び決定を行うものでございます。

「議案・資料」の53ページの位置図と併せてモニターの航空写真を御覧ください。

石神井川は、都立小金井公園付近にその源を発し、北区堀船で隅田川に合流する延長約25キロメートル、流域面積約62平方キロメートルの一級河川でございます。

都では、近年、時間50ミリを超える豪雨により依然として浸水被害が発生していることを受け、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定いたしました。この方針におきまして、本流域は甚大な浸水被害が発生している地域として対策を強化する流域に位置付けられており、河道等や調節池の整備により、流域対策を含め時間75ミリの降雨に対して河川からの溢水防止をすることとしております。本件は、時間50ミリ降雨を超える部分の対策として行うものでございます。

次に、都市計画の内容について御説明いたします。

調節池は青梅街道及び伏見通りの道路下等に設置し、内径14.3メートル、西東京都市計画区域と武蔵野都市計画区域と合わせて延長約1,900メートル、貯留量は約30万立方メートルのトンネル構造となります。

新たに都市計画に追加する範囲は、取水、排水施設として西東京市南町一丁目地内の区域、トンネルを新設する西東京市南町一丁目から同市東伏見六丁目地内までの区域及び武蔵野市八幡町二丁目地内の区域等を合わせた約3万3,800平方メートルでございます。

「議案・資料」54ページから64ページの計画図1から計画図8を御覧ください。

本件では、都市計画道路等の地下空間を適正かつ合理的に利用するため、計画図中ドットの模様で示す範囲に立体的な都市計画を定めることとしております。

「議案・資料」63ページの計画図7のC-C が面を御覧ください。

具体的には、地表面より約30メートルを上端とし、高さ25.2メートル、幅16. 2メートルの範囲等に定めます。

次に、本件の意見書について御説明いたします。

白色表紙の「意見書の要旨」3ページから14ページまでを御参照ください。

本都市計画案を令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、4 名から4通の意見書の提出がございました。

そのうち、主な意見といたしましては、武蔵野市内の当該箇所に本施設を設置する理由 が不明であるとし、計画検討のやり直しをすべきとの意見が提出されております。

これに対する都の見解の概要といたしましては、「都有地を中心に極力道路下や公園などの公共空間を活用し、立坑やトンネルに必要な用地を確保することを前提に検討した。 公園内の立坑の位置については、調節池の必要な容量を確保するとともに、施工時も含め 公園の機能を極力維持できる位置している。また、周辺環境への影響や主要道路からの工 事車両の入出が容易であることを考慮している。」としております。

また、本都市計画案について、西東京市及び武蔵野市に意見照会を行っており、西東京市からは意見がありませんでした。武蔵野市からは、治水対策の必要性を理解するとした上で、「地域の意見等を踏まえ、周辺の土地利用や住環境に与える影響を十分に抑えた工事計画となされたい。」、「地域住民に対し、計画を具体化する各段階において十分に時間的な余裕を持って、丁寧かつ適切な情報提供をなされたい。」、「具体的問題が明確になった場合には、それを解決すべく弾力的に工事計画等を見直されたい。」と意見がございました。

都といたしましては、事業予定者である建設局において、工事に当たっては、周辺の土地利用や住環境に与える影響をできるだけ抑えた計画となるよう検討し、工事説明会などを通じて地域の意見を踏まえながら工事を計画していく。また、工事計画の具体化に合わせて速やかに工事説明会を開催するとともに、必要に応じて個別説明を行うなど丁寧かつ適切な情報提供を行う。さらに、問題が発生した場合には適切な対応を講じるとしております。

なお、事業につきましては、早期に治水安全度を向上させるため、令和4年度中に事業

認可を取得し、令和14年度に完成する予定でございます。

日程第3の説明は以上でございます。

【原田(保)会長】 以上で説明は終了いたしました。

それでは、本件、日程第3につきまして御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 それでは、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

今御説明もありましたように、本流域、東京都豪雨対策基本方針で時間75ミリの降雨に対応する対策強化流域に位置付けられています。石神井川流域では、最近の豪雨に対応するためには、河川の改修に加えて治水効果を高めるために調節池の整備が必要ということです。そこで、まず最初に確認したいんですけれども、これだけの規模のものが必要だというふうに決定したのはいつなのか、また、この場所に決まったのはいつなのか改めて確認いたします。

#### 【谷崎幹事】 議長

【原田(保)会長】 谷崎幹事

【谷崎幹事】 激甚化・頻発化する豪雨から都民の命と暮らしを守るためには、調節池の整備など豪雨対策を一層推進していくことが重要でございます。平成26年に改定した東京都豪雨対策基本方針では、これまでの浸水被害の実績などを踏まえ、石神井川などの対策強化流域において時間75ミリ降雨に対応した整備をすることとしており、護岸の整備に加え、調節池等で対応することとしております。

石神井川におきましては、平成28年3月に河川整備計画を改定し、新たに整備する調節池についておおむねの取水位置や規模を定めております。本調節池はこれらを踏まえ、 事業者である建設局において具体的な検討を進め、今般、都市計画に位置等を定めるもの でございます。

【原田(保)会長】 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 今、御説明いただいたように平成28年にはどこかに作るということが決まっていたと思うんですけれども、この地域に住んでいる方からすると、突然自分たちのところに計画が来たというふうに捉えられたんだというふうに思います。なので、なぜこの場所なのかという今御説明をいただきましたけれども、正に決まったのが今回だということなので、丁寧な説明がなかったということを言われていましたので、今後丁寧に説

明していただけたらと思います。

私も現地を見てまいりました。武蔵野中央公園で立坑工事の予定地を見てまいりましたが、場所は公園敷地の端っこなんですけれども、すぐ横にはベンチや遊具がある、そういう子供たちが遊ぶコーナーがあったり、また、目の前は広場となっております。地域住民の皆さんからは、どちらにも影響が少ないように、なるだけ影響が出ないようにしてほしいという要望が出されておりました。工事期間中の工事車両の駐車場所や資材置場がどの程度になるのかとか、工事ヤードの範囲は具体的にどの程度になるのかということについて皆さん大変心配をされておりましたので、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

### 【谷崎幹事】 議長

【原田(保)会長】 谷崎幹事

【谷崎幹事】 工事につきましては、都市計画が決定されれば今後事業者である建設局において適切に実施されるものでございます。ただ今お尋ねの工事車両の駐車場所や工事ヤードの範囲などにつきましては、公園利用などの影響が極力小さくなるよう、市や公園管理者等と調整を重ねていくと事業者である建設局からは聞いております。

【原田(保)会長】 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 今回、これ建設局に聞かなきゃいけないことだということは私もよく分かっているんですが、都市計画決定されてしまうとやっぱり動き出してしまうということで、少し幾つか更に確認させていただきたいと思います。

計画を見ますと、この本調節池はシールドマシンで直径15メートルのトンネルを掘るという計画になっています。工事期間が10年に及ぶと言われておりますから、地域の住環境への影響も大きいということで、作ることそのものには理解をされている地域の皆さんなんですけれども、土砂の搬出はどうなるのか、休日も夜間も行われる可能性があるのではないかという声も出されておりました。

そこで、武蔵野中央公園に設置される立坑から1日どれくらいの土砂が搬出される予定なのか。トラックの出入りはどれくらいの頻度なのか。市の都計審では1分1台というふうな答弁があったそうです。これについてどうなのか。トラックの夜間の出入りはあるのかとか、土砂の一時置場を作るのかとか、シールドマシンを夜間・休日動かすのか止めるのか、こういう声が様々出されておりました。また、作業の出入口とされる場所の前の道路が狭いので、バス道路にもなっているので、公園の正面入り口を工事車両の出入口にしてほしいという意見も幾つも寄せられました。それについて今どのような検討になってい

るのか教えていただきたいと思います。

【原田(保)会長】 谷崎幹事

【谷崎幹事】 武蔵野市の都市計画審議会でも質疑のございました土砂などを運搬するトラックの出入りの頻度や場所などについては、地域住民の安全を確保できるよう、交通管理者や道路管理者等と調整しながら、今後の事業の中で具体化していくというふうに聞いてございます。

【原田(保)会長】 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 まだ何も決まっていなくてこれから具体化されるということだと思うんですけれども、こうしたことを受けて、武蔵野市からは3点にわたって要望が寄せられています。改めて、一つ目は地域の意見等を踏まえて周辺の土地利用や住環境に与える影響を十分に抑えた工事計画としてほしいと。二つ目は、地域住民に対し計画を具体化する各段階において、十分に時間的な余裕を持って丁寧かつ適切な情報提供をなされたい。三つ目は、具体的問題が明確になった場合には、それを解決すべく弾力的に工事計画を見直されたい、この三つが正式に要望として出されております。これらの要望について、都としての対応について伺いたいと思います。

【原田(保)会長】 谷崎幹事

【谷崎幹事】 先ほどの冒頭の説明でもその三つの意見を御紹介させていただきまして、 対応については説明させていただきました。それを受けまして、今後工事に当たりまして は、周辺の土地利用や住環境に与える影響をできるだけ抑えた計画となるよう検討し、丁 寧かつ適切に工事説明会や個別説明を行うなど、地域の意見も踏まえながら事業を実施し ていくというふうに聞いてございます。

【原田(保)会長】 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 ありがとうございます。

具体的にはこれから検討されていくと思いますので、改めて私、地域で伺ってまいりましたトラックが出入りする道路を公園正面の大きい道路にしてほしいということや、公園への影響は最小限にすることや夜間・休日の土砂の搬出をやめていただくことを要望して質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【原田(保)会長】 ほかにございませんでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、日程第3の案件について採決をいたします。

議第7539号、武蔵野都市計画河川及び議第7540号、西東京都市計画河川、これら二つの案件は石神井川に係る案件として一体のものでございますので、一括して採決をさせていただきます。 賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【原田(保)会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

\_\_\_\_\_

【原田(保)会長】 続きまして、日程第4、議第7541号から議第7545号まで を一括して議題といたします。

小野幹事の説明を求めます。

【小野幹事】 都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 日程第4、議第7541号、晴海地区地区計画の変更について御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」65ページから91ページまででございます。

「議案・資料」86ページの位置図と併せまして、モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、東京臨海部、中央区晴海に位置する面積約90ヘクタールの区域でございます。平成5年7月に当初の地区計画を決定し、その後、順次地区整備計画を定め、開発が進められてまいりました。

「議案・資料」87ページの計画図1と併せまして、モニターを御覧ください。

今回は東京2020大会後の選手村地区エネルギー事業の具体化に伴い、第5-10街区の約1~クタールの区域に地区整備計画を追加いたします。

地区計画の変更内容について御説明いたします。

「議案・資料」90ページの参考図1と併せまして、モニターを御覧ください。

第5-10街区において、地区施設として歩道状空地を位置付けます。このほか、建築物等に関する事項として、容積率の最高限度500パーセント、建築物等の高さの最高限度10メートルなどを定めます。

なお、以上の案件を令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、 意見書の提出はございませんでした。 議第7541号の説明は以上でございます。

次に、議第7542号、愛宕地区地区計画について御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」93ページから116ページまでとなって おります。

「議案・資料」107ページの位置図と併せまして、モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、東京メトロ日比谷線神谷町駅、虎ノ門ヒルズ駅の周辺、愛宕下通りの西側に 位置する面積約7.7~クタールの区域でございます。

本地区では、当初、平成10年2月に地区計画を決定しており、現在までにA・B・C・D・I地区について地区整備計画を策定し、順次開発が進められてきております。

「議案・資料」108ページの計画図1と併せまして、モニターを御覧ください。

今回、愛宕下通り沿いのE・F・G・H地区において、施設計画の具体化に合わせ、地区整備計画約2.1~クタールを追加いたします。

地区計画の変更内容について御説明いたします。

「議案・資料」109ページの計画図2と併せまして、モニターを御覧ください。

地区施設として地区広場1号と2号、緑地1号と2号を位置付けます。このほか、建築物等に関する事項として、容積率の最高限度1,300パーセント、高さの最高限度160メートル、壁面の位置の制限などを定めます。

参考として、港区決定の第一種市街地再開発事業について御説明いたします。

「議案・資料」114ページの施行区域図と併せまして、モニターを御覧ください。

地区計画におけるF地区、G地区の区域について、第一種市街地再開発事業を決定する ものでございます。再開発事業の区域面積は、約0.6~クタールでございます。

なお、本案件について令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

議第7542号の説明は以上でございます。

続きまして、議第7543号、神宮外苑地区地区計画及び議第7544号、明治公園は 関連する案件のため、一括して御説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」117ページから174ページまでとなっております。

最初に、神宮外苑地区地区計画の変更について御説明いたします。

「議案・資料」158ページの位置図と併せまして、モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、新宿区、渋谷区、港区の3区にまたがり、明治神宮外苑とその周辺を含む面積約66~クタールの区域となっております。世界に誇れる我が国のスポーツ拠点の形成や緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまちの形成などを図るため、平成25年6月に地区計画を決定しております。

「議案・資料」159ページの計画図1と併せまして、モニターを御覧ください。

今回、モニター上、赤色の斜線で示す区域について開発計画が具体化したことから、地区整備計画の追加を行います。さらに、C地区を地区計画の範囲に加え、地区計画の区域の変更を行います。

地区整備計画の内容について御説明いたします。

建築物等に関する事項として、容積率の最高限度などを定めます。建築物の主な容積率と高さの最高限度は、A-8-c地区に計画される複合棟Aで容積率900パーセント、高さ185メートル、A-9地区で計画される事務所棟で容積率1,150パーセント、高さ190メートルと定めます。

「議案・資料」160ページの計画図2と併せまして、モニターを御覧ください。

主要な公共施設として絵画館前広場や南北通路などを位置付けるとともに、地区施設として新たに歩道状空地などを位置付けます。

続いて、都市計画公園の変更について御説明いたします。

「議案・資料」169ページの位置図と併せ、モニターを御覧ください。

モニター上、緑色の実線で表示している範囲が明治公園の区域でございます。

「議案・資料」170ページから174ページを御覧ください。

本公園は、都市計画決定から50年以上経過し、いまだ未供用の区域があるとともに、 供用区域においてはスポーツ施設の老朽化やオープンスペースの不足などの課題を抱えて おります。

都は平成30年11月に「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」において、まちづくりと公園緑地の整備を両立させる「公園まちづくり制度」の活用を想定し、まちづくりの目標や誘導方針、本制度の活用要件等を定めました。

令和2年2月には、民間事業者が「公園まちづくり制度」を活用し、神宮外苑全体においてスポーツ施設の更新や避難場所にもなる約1.5~クタールの中央広場、歩行者ネッ

トワーク等を整備するとともに、計画区域から削除する区域においては、にぎわいを創出 する広場や歩行者空間などの緑地等を整備する計画が提案されました。

都は、この提案が「公園まちづくり制度」の活用にふさわしい優良な計画であり、かつ 実現性があると認め、令和3年7月に本制度を適用することを決定いたしました。

こうしたことから、スポーツを核とした誰もが気軽に訪れ楽しむことができる公園の再編と広域避難場所としての防災性を高めるまちづくりを実現し、神宮外苑の更なる魅力向上を図るため、モニター上黄色で示した区域を都市計画公園から削除する変更を行います。 なお、今回の変更にあわせ、港区において高度地区の廃止及び準防火地域から防火地域への変更、新宿区において準防火地域から防火地域への変更が行われる予定となっております。

なお、本案件について、令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、31名、3団体から33通の意見書の提出がございました。

白色表紙の「意見書の要旨」15ページから53ページまでを御覧ください。

反対意見に関するものが33通でございます。そのうち、都市計画に関するものの主な意見は15ページ(1)になりますが、「神宮外苑の市街地再開発計画は、神宮外苑の景観、環境、文化、貴重な緑等を根底から破壊し、神宮外苑としての歴史的成り立ち、文化的価値もないがしろにする計画である。多くの人は、野球場とラグビー場の入替えの計画は知っていたが、190メートル、185メートルのビル、ホテル付きの野球場、ホテル建設など、現在の緑豊かで閑静な神宮外苑が一変するような開発計画があることは知らない。この地域は、文教地区、風致地区であり、超高層ビルを建てることなどできない地域である。」というものでございます。

これに対する都の見解は、15ページ右枠の記載の(1)のとおり、「都が策定した「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」では、国立競技場の建替えを契機として、スポーツ拠点として発展してきた神宮外苑の歴史・文化に多くの人々が触れる機会を創ることで歴史を継承するとともに、新たな文化として発展させていくこととしている。また、世界に誇れる我が国のスポーツ拠点形成を図るとともに、緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまち、誰もが利用しやすく安全・安心で快適なまちの形成を図ることとしている。

この「まちづくり指針」を踏まえ、地区計画を変更するA地区とB地区では、競技等の継続に配慮して、大規模スポーツ施設を連鎖的に建替え、競技環境や観戦環境を世界に誇

れる水準にある施設に更新するとともに、まちに開かれた施設として日常的に人々を惹き つける魅力的なにぎわい機能等を整備する。

また、神宮外苑いちょう並木から、聖徳記念絵画館を臨む首都東京の象徴的なビスタ景の保全や、風格ある景観を維持するとともに、青山通り沿道では、土地の高度利用により、商業、業務、交流等の都市機能を更新・導入し、風格と活力が共存する魅力あるまちの形成を図ることとしている。

さらに、広場やスポーツ施設では、誰もが様々なスポーツに親しめる機会を創出し、また、この広場やスポーツ施設については、明治公園と一体となった防災拠点として位置付け、防災性を強化するとともに、樹林地などの緑豊かな自然環境の保全など、良好な都市環境の形成を図ることとしている。このほか、建物の断熱性能の向上や設備機器の高効率化、自然エネルギーの活用、複合棟A等において地域冷暖房施設の受入れなどを行うことで、温室効果ガス排出量の抑制を図ることとしている。こうしたことから、今回の計画は、「まちづくり指針」に適合し、持続可能な都市づくりとしてSDGs等の考え方を踏まえた計画となっている。

なお、周辺環境への影響については、事業者が、「東京都環境影響評価条例」に基づき、 調査・予測を実施しており、適切な対策を講じることとしている。」というものでございま す。

また、本件について、港区、新宿区、渋谷区に意見照会したところ、港区からは、都市 計画変更について意見はないとした上で、「いちょう並木に野球場が近接するようなもの となっているため、いちょう並木を中心とする風格ある都市景観が損なわれることがない よう、設計の深度化における更なる配慮を検討するよう事業者への指導をお願いいたしま す。事務所棟の建設により青山通り周辺の風環境を悪化させることがないよう、適切に事 業者を指導されるようお願いいたします。」との付記がございました。

また、新宿区からは、「神宮外苑地区の創建趣旨を踏まえ、緑とスポーツの両面を兼ね備えた、歴史や文化を継承した計画とすること。聖徳記念絵画館の前景となる広場は神宮外苑地区の象徴的な景観であるため、眺望点からの見え方に配慮するなどの景観の保全、強化並びに緑やオープンスペースなどの充実、強化に向け引き続き検討すること。既存樹木の保存に努めるとともに、緑の質の向上を図り、緑豊かな都市環境の保全・強化に向け引き続き検討すること。今後計画される建物の規模や意匠などについては、周辺環境に配慮した計画とすること。快適な歩行者環境の確保に向け、運用面も含め引き続き検討するこ

と。テニス場棟、テニスコート及び室内球技場などについては、創建趣旨を踏まえ人々に 広く開放される計画とすること。都市計画公園の面積が減ることに対して、公園等による 整備を検討すること。」との付記がございました。

渋谷区からは、今回の都市計画変更について意見なしとの回答を得ております。

意見照会に付記された事項につきましては、今後の計画の具体化に合わせまして、まちづくり指針や景観計画、環境影響評価書との整合などについて引き続き調整し、神宮外苑地区のまちづくりを推進してまいります。

議第7543号及び議第7544号の説明は以上でございます。

続きまして、議第7545号、武蔵小山賑わい軸地区地区計画の決定について御説明いたします。

資料は、薄茶色表紙「議案・資料」175ページから198ページまでとなっております。

「議案・資料」182ページの位置図と併せまして、モニターの航空写真を御覧ください。

本地区は、品川区の北西部、東急目黒線武蔵小山駅に近接する面積約3.1~クタールの区域でございます。本地区は、品川区の「武蔵小山駅周辺地域街並み誘導指針」において、武蔵小山駅前と旧平塚小学校跡地(スクエア荏原)をつなぐ「賑わい軸」の起点として、拠点形成を図るべき「賑わい先導地区」に位置付けられております。

当地区は、モニター上、オレンジ色でお示ししております武蔵小山商店街パルムを挟んだ南北敷地一体での再開発を促進し、老朽化した木造密集市街地を更新するとともに、多世代に対応した住宅と商店街が一体となった個性ある複合市街地の形成、回遊性の高い歩行者ネットワークの形成などを実現するため、令和元年12月、赤色で囲んでいる区域を街並み再生地区に指定しますとともに、街並み再生方針を策定しております。

今回、街並み再生方針を踏まえた整備計画が具体化したことから、新たに地区計画を決定するものでございます。

地区計画の内容について御説明いたします。

「議案・資料」184ページと185ページの計画図2-1、計画図2-2と併せまして、モニターを御覧ください。

地区計画の目標では、「地域の生活拠点となる個性豊かな複合市街地の形成」、「商店街の連続した街並みの形成」、「交通ネットワークの形成」、「地域の居住環境及び防災性の向上」

により、賑わい軸の起点としての住み続けたいまちを目指すこととしております。

これらの目標により、計画図2-1のとおり主要な公共施設として、歩車分離された交通ネットワークの形成を図る地区幹線道路1号から3号を定めます。また、地区施設として駅前広場と一体となった空間を創出する広場1号や計画地北側の既成市街地に沿って広場3号や緑道1号などを定めます。

加えて、計画図2-2のとおり、2階レベルで歩行者通路5号から13号を定めることにより、立体的な回遊性に富んだ歩行者ネットワークの形成とにぎわいの創出を図ってまいります。このほか、容積率の最高限度及び最低限度、敷地面積の最低限度や高さの最高限度などを地区整備計画に定めます。

参考として、品川区決定の第一種市街地再開発事業について御説明いたします。

「議案・資料」197ページの再開発事業施行区域図と併せまして、モニターを御覧ください。

再開発等促進区の区域を区道 I - 2 1 8 号を境界に分割し、二つの第一種市街地再開発事業を決定するものでございます。再開発事業の区域面積は、第1地区が約1.4~クタール、第2地区が約1.6~クタールでございます。

なお、今回の変更にあわせ、品川区において高度地区の廃止及び準防火地域から防火地域への変更が行われる予定となっております。

本案件について、令和3年12月14日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、341名、5団体から352通の意見書の提出がございました。

資料は、白色表紙「意見書の要旨」54ページから76ページまでとなります。

賛成意見に関するものが35名、3団体から35通、反対意見に関するものが306名、 2団体から317通ございました。

そのうち、賛成意見の都市計画に関する主な意見は54ページ(1)になりますが、「当地区は、細街路や木造家屋の密集により、防災面において多くの課題を抱えている。また、パルム商店街においては、アーケードの老朽化や店舗数の減少などの課題に直面し、新たな時代に対応した商業機能の強化が必要である。これらの課題を解決するためにも、パルム商店街との連続したまちづくりによって、様々な課題をクリアして都市の機能性や居住性を向上し、安全安心なまちづくりと街の発展につながるものと考えるので、地区計画に賛同するとともに、地区計画の決定を力強く推進してほしい。」というものでございます。これに対する都の見解は、54ページ右枠の(1)のとおり、「本地区は、品川区が平成

25年2月に策定した「品川区まちづくりマスタープラン」において、「地区活性化拠点」として土地の計画的かつ合理的な高度利用を図り、商店街の機能更新や商業、居住、生活支援、文化、コミュニティ等の都市機能の強化、防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある区の西の玄関口に相応しい複合市街地の形成を目指すこととなっている。

今回の計画は、これらの位置付けに基づき、老朽化した木造密集市街地の更新やアーケードの架け替え、広場の整備などによる防災性の向上、商店街の魅力の継承と向上、都市型住宅の整備、都市計画道路や安全で快適な歩行者空間の整備による交通ネットワークの形成などを図るもので、地権者等で構成する準備組合からの企画提案を受け、品川区の市街地再開発事業の決定にあわせて、都が地区計画を決定するものである。

なお、風環境については、環境影響評価条例に基づき、予測・評価を実施し、適切な対策を講じると準備組合から聞いている。」というものでございます。

反対意見の都市計画に関する主な意見は58ページ(1)になりますが、「品川区のマスタープランに「高度利用」と記載されているとして区民の賛同を得ていると説明したが、「高度利用=超高層マンション」ではない。品川区はこれまで一度も具体的なまちづくりについて区民調査を実施しておらず、このようなまちづくりを区民が望んだという根拠はどこにもない。

ディベロッパーが作成した、彼らが望む開発計画を推し進めるための地区計画案には、何ら合理性のかけらもない。高度利用にも、5 階建ての中層から高層、超高層建築まで様々あり、それにより住環境も変わるのに、他の計画案のシミュレーションの提示もなく、誰もがタワーマンションに住みたいわけでもないのにタワーマンションのみの開発を推進することは、目標と大きく矛盾している。多様な住居を選択できる、真の「住み続けるまちの形成」を目指すべきである。」というものでございます。

これに対する都の見解としましては、58ページ右枠のとおり、「本地区は、品川区が平成25年2月に策定した「品川区まちづくりマスタープラン」において、「地区活性化拠点」として土地の計画的かつ合理的な高度利用を図り、商店街の機能更新や商業、居住、生活支援等の都市機能の強化、防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある区の西の玄関口にふさわしい複合市街地の形成を目指すこととなっている。また、「武蔵小山駅周辺地域街並み誘導指針(追補)」では、地区の利便性を生かし、高層部には多世代対応型都市型住宅の整備を誘導することとなっている。

今回の計画は、これらの上位計画に基づき、老朽化した木造密集市街地の更新やアーケ

ードの架け替え、広場の整備などによる防災性の向上、商店街の魅力の継承と魅力の向上、 都市型住宅の整備、都市計画道路や安全で快適な歩行者空間の整備による交通ネットワークの形成などを図るもので、地権者等で構成する準備組合からの企画提案を受け、品川区の市街地再開発事業の決定にあわせて、都が地区計画を決定するものである。」というものでございます。

日程第4の説明は以上でございます。

【原田(保)会長】 以上で説明は終了いたしました。

それでは、本件、日程第4につきまして御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

それでは、柴﨑委員、お願いします。

【柴﨑委員】 私の方からは、議第7543号、7544号に関連しまして1点確認を させていただきたいと思います。

この公園まちづくり制度、これは以前から都議会の議場では議論されているわけでありまして、都議会自民党では、民間開発に合わせまして都市計画決定をされている公園などの整備を促進する方策を検討していくべきと、こういった意見を申し上げてまいりました。 平成23年度に策定されました都市計画公園・緑地の整備方針におきましては、公園まちづくり制度の創設を示されまして、平成25年12月には本制度、この要綱等の詳細が決まったというのがこれまでの経緯であると考えております。

こうした中で神宮外苑地区につきましては、正に東京2020大会のレガシーとして、 世界に誇るスポーツクラスターとして整備されようとしているわけであります。今回のこ の変更における神宮外苑地区の整備の考え方についてお伺いをしたいと思います。

### 【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 神宮外苑地区におきましては、地区計画の目標ではスポーツ施設等の建 替えを促進するとともに、いちょう並木から絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景 観を保全するとともに、緑豊かな風格ある景観の創出、バリアフリー化された歩行者空間 の整備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進することとされて おります。

この地区計画などを踏まえ、事業者においては大規模スポーツ施設、その関連施設を中心とした様々な施設の集積地区としての特色を生かし、既存施設の更新と周辺基盤の整備を推進し、国内外からの集客力が高くにぎわいあふれるスポーツ・文化・交流のまちの形

成に取り組むこととしております。また、神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵 画館を臨む首都東京の象徴的なビスタ景をはじめとしました風格ある都市景観の形成や豊 かな緑と調和した憩いと安らぎのある空間を創出することとしております。

さらに、立体的な歩行者ネットワークを形成し、高低差のある地形上の課題を解消して バリアフリー化を推進しますとともに、施設利用の利便性、快適性、安全性、防災性を確 保するようオープンスペースを整備するなど、緑豊かで活力を兼ね備えたスポーツクラス ターの形成に貢献することとしております。

### 【原田(保)会長】 柴﨑委員

【柴﨑委員】 ありがとうございます。確認ができました。

今回のこの都市計画審議会におきましては、この明治神宮外苑地区の地区計画の変更と明治公園の都市計画変更、これを同時に行っていくことは、これまでセンター・コア・エリアのような開発ポテンシャルが高いエリアにおけるまちづくりを推進する上での一つの方法を提示するものであるというふうに認識しております。そして、首都東京の防災や緑、そして、歩行者の回遊性、にぎわいの創出など様々な機能性を向上させる優良な計画であるというふうに認識をしております。

今後、十数年と長期にわたるこの整備がよりよいものとして形となり、民間事業者が地域とともに進めるまちづくりを実現していくよう、都にも、そしてまた、事業者にも期待しているということを申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

【原田(保)会長】 よろしいですか。

では、ほかに。

では、先ほど手を挙げた古城委員、どうぞ。

【古城委員】 私からも日程第4のうち、議第7543号、東京都市計画地区計画、神宮外苑地区地区計画の変更及び議第7544号、東京都市計画公園第5・6・18号、明治公園の変更について質問をさせていただきたいと思います。

今日の昼間でございますけれども、私自身、隣接したところが地元なものですから、この計画地の北側からですね、跨線橋を渡りまして、JR、首都高、そして、神宮外苑地区の敷地内に至りまして、国立競技場を右手に見ながら神宮の森をつぶさに見てまいりました。いちょう並木の手前にあります聖徳記念絵画館、そして、いちょう並木を実際に歩いて、また、自転車に乗って見てまいりました。

その上で申し上げたいと思うんですけれども、今回のこの計画の変更につきましては、

スポーツクラスターの形成ということが大変に重要であるということで、東京都、また、 周辺関係の地元区の皆様、さらに、事業者の皆さん、そして、地域の皆さんの声もあって この計画が作り上げられていくというふうに理解をしております。そのスポーツクラスタ 一の形成という点でまず一言申し上げたいのですが、昨年の東京2020大会、これにつ きましては、特にパラリンピックの成功なくして大会の成功なしということも申し上げて まいりました。特にパラリンピック大会では、162の国・地域及び難民選手団から史上 最高の4、405名のアスリートの皆さんが参加をされ、それぞれの可能性に挑んで力と 技が競い合われたわけでありまして、そうした選手、アスリートー人一人の力強い姿、生 きざまに多くの感動が巻き起こり、また、感激の声も寄せられて、多くの方々に勇気を与 え、そして、世論調査では70パーセントの方が大会を開催してよかった、このように答 えられておるわけであります。私自身も含めて、都民の皆さん、日本国民の皆さん、そし て、全世界の皆さんの思いが結集をした、結実をした場所がこの明治神宮外苑の地区にあ るのではないかと感ずるところでございます。したがいまして、この東京2020オリパ ラ大会を終えた後のレガシーの一つとして今回の計画は大変重要になると考えております。 まずお尋ねをしたいんですけれども、本日のこの審議に当たりまして、明治神宮外苑地 区の再整備に際してですね、公園まちづくり制度を活用することとなった理由をお尋ねさ せていただきます。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 公園まちづくり制度でございますが、センター・コア・エリア内にあります長期未供用区域を含む都市計画公園・緑地において民間開発の機会を捉え、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させながら地域の課題解決を図り、公園的な空間を創出・確保するものでございます。

今回変更する地区は、人々が立ち入れる緑を楽しめる空間や憩いやレクリエーションなどの空間が不足しているなど、緑とオープンスペースに関わる課題に加え、歩行者空間の不足による混雑や連続的なバリアフリー経路の不足、にぎわいの創出などまちづくり上の課題も抱えております。このため、計画ではスポーツ施設等の建替えに合わせ、誰もがスポーツに親しめる中央広場を整備しますとともに、地下通路やバリアフリーの立体的な歩行者ネットワークを形成するなど、緑豊かで活力を兼ね備えたスポーツクラスターを形成するため、今回公園まちづくり制度を活用するものでございます。

# 【原田(保)会長】 古城委員

【古城委員】 ただ今の幹事の答弁でですね、神宮外苑の再整備の意義について改めて確認をさせていただいたところでございます。本日の都市計画審議会に当たりまして、今の答弁の中にも触れられているいわゆる緑の関係について様々御意見、また、御要望も頂戴をした一人であります。

そうした中で少しちょっとお話を改めてさせていただきたいんですけれども、皆様御承知のとおり、神宮外苑から246、青山通りに出るまでのですね、約300メートルの車道の両側に幅広い歩道があるわけですけれども、これは白亜の絵画館をバックに4列に整然と巨木が連なる見事ないちょう並木であります。このいちょう並木をはじめとする神宮外苑からは、梅雨明けのシーズン、昨年はちょうど東京2020大会を待ちわびていた時期でありますけれども、そのときにはアブラゼミの音がですね、合唱、ジージリジリという、こういう声が聞こえてきたわけであります。そして、先ほども申し上げました東京2020大会のアスリートのすばらしいパフォーマンスが余韻を残す中で、その次の季節にはアオマツムシのリーリーリーと、こういう金属的な甲高い音が耳に痛いほど響いてくる、そういうエリアであります。

そして、この歩道、両サイドにまたがる歩道の中で真っすぐに伸びる樹木はですね、四季折々に違った顔を見せてくれています。みずみずしいこの青々とした木々が青空目がけて伸びていく、さらに、目が覚めるようなそうした緑色からもえぎ色に、さらに、秋には黄金、金色に染め上げていく。私たちのこの目を楽しませてくれている、これがいちょう並木だと実感をしております。少し長くなってしまいましたが、委員の皆様にもこのいちょう並木、神宮外苑のこの姿をですね、思い描いていただけたら幸いでございます。

そうした中で、今日もこのいちょう並木には昼時でありましたので、サラリーマンの方が散策をしてですね、午後のひととき、この都会のオアシスで憩いを得る、そうした姿もありましたし、ランニングをされている方もいらっしゃいました。また、ベンチで物思いにふける、そうした思索をされている方々もいらっしゃいました。こうしたいちょう並木を行き交うですね、足音はとても優しい、この都会の喧騒の中においてそうしたものが感じられないエリアだということを私自身は思い至ったわけであります。

今申し上げてまいりましたけれども、この四季折々のいちょう並木を中心とした明治神宮外苑のこの緑、森というものはですね、これからも後世に受け継いでいかなければならないと考えております。その中でも特にいちょう並木は神宮外苑の中でも特に大切で守る

べきものであります。この4列のいちょう並木を将来においても保全していただきたいと 考えますけれども、改めて4列のいちょう並木の景観の保全や育成について取組方針をお 尋ねいたします。

【小野幹事】 都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 都及び港区、新宿区の景観計画では、首都東京の象徴的な眺望景観として親しまれている神宮外苑のいちょう並木と絵画館の眺望を保全することとしており、緑豊かな風格ある都市景観を保全することが地区計画の方針に位置付けられております。事業者におきましては、この方針に基づき、いちょう並木沿道の建築物については、青山二丁目交差点から明治神宮聖徳記念絵画館の正面を臨む眺望点から見たときに、いちょう並木の高さを突出しないように配慮する計画としております。

また、いちょう並木の生育につきましては、事業者において今後詳細な調査を実施、樹木医などの意見も聴きながらいちょうの生育を害さないよう、野球場の地下躯体の配置等に配慮しますとともに、樹木の根回りが歩行者等により踏み固められないよう保全するなど対応を行っていくと聞いております。こうした取組により、事業者において将来的にも4列のいちょう並木について保全していくこととしております。

【原田(保)会長】 古城委員、どうぞ。

【古城委員】 4列のいちょう並木について、将来において保全されるということを確認させていただきました。いちょうというのは非常に生命力が強くて、その樹木の年齢も大変長くなると言われておりますけれども、この今答弁もいただいた4列のいちょう並木、将来にわたって保存していただきたい、都にも事業者にも訴えていきたいというふうに思います。

また、答弁の中でも樹木医に意見も聴きながらということもございました。ぜひともこの点もしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

もう一点、すみません、重ねてお尋ねをしたいんですけれども、東京2020大会のレガシーをですね、将来に向かって発展させていく、そういう重要な場所であります。したがいまして、スポーツについて、する、それから、見る、支える、こうした観点も重要であるというふうに認識をしております。神宮外苑では、これまでも時代に合わせて様々なスポーツ施設が整備をされてまいりました。今後も誰もがスポーツに参画できる機会を提供する必要があると考えます。そこで、今後どのような取組を実施するのかお尋ねいたし

ます。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針では、誰もがスポーツに親しめる環境を備えたスポーツ拠点を形成することとしております。この方針に沿って事業者は地区中央に大規模な広場を整備し、プロアスリートとの交流やパラスポーツの体験など、東京2020大会のレガシーを生かした取組や子供や高齢者、障害者など誰もが参加できるスポーツイベントの開催等を実施することとしております。

また、複合棟Bにおいては室内球技場を整備し、多様なスポーツ交流を図るとともに、 ラグビー場は全天候型の施設として他の競技やイベントの開催など多目的な利用を図るこ ととしております。さらに、文化交流施設などにおいてもスポーツの機会の創出を検討す ることとしており、地区全体で誰もがスポーツに親しめる環境の整備に取り組むこととし ております。

【原田(保)会長】 古城委員、どうぞ。

【古城委員】 この地域で申し上げますと、野球場、それから、ラグビー場、また国立競技場もございますので、サッカーですとか陸上競技、また、多くのイベントも行われることになるんだと思いますが、特にスポーツクラスターの中心となる、そうした施設での催し、また、競技とともにですね、地域の交流の場としての神宮外苑というのも非常に大事だというふうに思います。この地区では、地元の皆様が様々な創意工夫によりましてイベント、催しも行われている箇所でございます。そうしたことをですね、これからもしっかりと後押しができる場所にしていただきたいと要望させていただきます。

それから、先ほどもお話がありましたけれども、今回のこの計画の計画期間はですね、 2035年までということで大変長期にわたるわけであります。今申し上げましたスポーツ、それから、催し、イベント等によるにぎわいの創出というのは2035年以降に始まるのではなくて、この期間中もしっかりと作り上げていくべきものだというふうに私自身は考えてございます。

そこで、この工事期間中のにぎわいの創出などにつきましてどのように取り組むのかお 尋ねをいたします。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 スポーツ競技の継続を図る観点から段階的・連鎖的に建替えを行うこととしており、これにより地区のにぎわいも確保される計画となっております。一部のエリアで工事が実施されることと並行しまして、その他のエリアでのスポーツ競技の開催や既存の施設やオープンスペース、絵画館前広場などにおいてスポーツ団体、周辺の商店街とも連携したエリアマネジメントを実施することにより、地区全体で工事期間中もにぎわいの創出や情報発信に取り組むこととしております。

【原田(保)会長】 古城委員、どうぞ。

【古城委員】 それから、最後もう一点だけ、この工事の期間中に関することで要望も 併せましてですね、質問させていただきたいんですけれども、今申し上げましたように長 期にわたる期間であります。したがいまして、特に歩行者空間の安全な確保であるとか、 また、防犯対策なども大変重要であると思います。

そこで、今申し上げました安心・安全に関する取組につきましてどのように取り組んでいくのか、この点もお尋ねしたいと思います。

【原田(保)会長】 小野幹事、どうぞ。

【小野幹事】 工事の実施に当たりましては、必要に応じて仮設通路などで安全な通行を確保しますとともに、警備員による誘導などにより安全性を確保することとしております。また、警察や地元区、周辺の商店街など地域とも連携し、工事期間中の交通計画等を検討し、併せて条例等に基づき適切に工事説明会を開催しますとともに、交通情報や工事の進捗状況などについて情報発信等を行うこととしております。

【原田(保)会長】 古城委員、どうぞ。

【古城委員】 今答弁いただいた安心・安全の対策についてもしっかり前に進めていただきたい、着実に取り組んでいただきたいと思います。

東京2020大会後の東京、未来の東京を描いていくに当たっては、やはり前回大会、64年大会の当時の高度成長期と現在のこの成熟した都市のありようが求められる、こうした時代との違いがあろうかと思います。特に文化芸術であるとか、また、スポーツ、こうしたことがキーワードになってくる側面がこれからの未来の東京にはそぐうのかなと考えます。

こうしたことも踏まえて、都市の中でこうしたことを楽しむ習慣の醸成というのが欠かせないわけでありまして、快適な都市像を東京2020大会のレガシーの一つとしてですね、世界に発信をしていく、そうした今回の神宮外苑の地区計画のありようで、これを期

待を申し上げたいと、このことを最後に申し上げまして質問を終わります。

【原田(保)会長】 先によろしいですか。

では、中田委員、どうぞ。

【中田委員】 私からも何点か。神宮外苑にまずついて質問をさせていただきます。

先ほどこの開発の意義について、また、4列のいちょう並木については答弁がありましたので省略をさせていただいて、まず初めに、今回の計画のこれまでの流れと地元の方への説明経緯について伺わせてください。お願いします。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 今回の地区計画や都市計画公園の変更に当たり、都市計画案の作成に先立って都が学識経験者等からなる検討会を設置した上で、東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針を平成30年11月に策定しており、指針策定の過程において広くパブリックコメントを行っております。また、事業者におきましては、地区計画に追加される区域の住民を対象としまして、令和2年8月3日、24日に意見交換会を開催し、同年11月30日、12月1日に説明会を実施しております。また、事業者はこの指針などに基づき都へ企画提案をする際に、近隣住民を対象として令和3年6月4日、5日に説明会を開催しております。

さらに、都と区は都市計画法に基づき区域内の地権者等を対象とした都市計画案の作成 に向けた説明会を令和3年10月6日に開催し、広く区民等を対象として都市計画案の説 明会を令和3年12月14日に開催しております。

【原田(保)会長】 中田委員、どうぞ。

【中田委員】 ありがとうございます。

これまでのこの計画の経緯、そして、地元の方々への説明の状況などお伺いをしましたが、昨日の新聞報道もあり、私の地元、渋谷区の千駄ヶ谷や神宮前にお住まいの方々から多くの不安の声が寄せられています。今回の計画で多くの樹木が伐採されてしまうというショッキングな内容の報道がなされており、このままでいいのかと多くの声が上がっています。

先ほども答弁の中にはありましたが、住民の方々への説明はされているとのことですが、 決して十分とは言えないのではないかと私は考えてしまいました。確かにこの計画は、今 回、都市計画審議会にかかるまで様々な経過、議論があったことは重々承知をしておりま すが、樹木が 1,000本近く切られるという話はほぼ表に出てきておらず、東京都は今この問題になっているこの樹木の伐採に対してしっかりと丁寧な説明を行うべきであると考えております。もちろん計画の中で伐採しなくてはならない樹木が出ることは重々理解をします。しかし、それが 1,000本近くとなると、地域の方々の許容を超えてしまっていると言わざるを得ません。この地域では、新国立競技場建設の際も多くの樹木が伐採されており、今回同じことが再びこの神宮外苑で行われるのではないかということで多くの懸念が出ています。

今回の伐採の問題に関して、先ほど答弁の中でも移植するという話もありましたが、現状の計画ではその本数もかなり限られており、多くの樹木はただ伐採されるのみです。今、世界の潮流からしても環境への配慮は最大限に行うべきであり、政府においても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。このカーボンニュートラル達成のためには、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があるとされており、つまりこの吸収作用の保全及び強化の点からしても、樹木の伐採はできるだけ削減するべきであると考えております。もし再開発により伐採をしなければならないのであれば、伐採ではなく移植という選択肢をぜひ再び多くの木で御検討をいただきたいと思います。この神宮外苑の樹木の歴史は古く代え難いものであることは東京都としても理解をしていると思いますので、強く要望をさせていただきます。

続きまして、このまま武蔵小山、日程第4の中にあります武蔵小山の賑わい軸地区に関する都市計画についても質問をさせていただきます。

この計画は東急目黒線武蔵小山駅前に近接する武蔵小山商店街とその周辺の木造密集地域を対象として、木造地域の更新や防災性の向上、商店街の連続した街並みの形成などを図ることを目的としています。この計画の中で12月13日に都市計画の説明会が地元の小学校の体育館で開催をされました。この中でなかなか地域の方の皆さんの声を聴いていると、この住民説明会で皆様の声がなかなか東京都に、そしてまた、地域の声がしっかりと反映されていない計画ではないのかというところを感じてしまう部分も多くありました。まず、この住民説明会の参加者の人数と主な意見をお伺いをいたします。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事、どうぞ。

【小野幹事】 12月13日に開催しました都市計画法第17条に基づく都市計画案の

説明会の参加者は79名でございました。主な意見としましては、防災上の課題解決への 期待、商店街のにぎわいの創出、生活再建に向けた補償などについての意見があったと承 知しております。

【原田(保)会長】 中田委員、どうぞ。

【中田委員】 この説明会には我が会派の議員も出席しておりましたが、計画に対する 不安の声が圧倒的多数を占めていたと聞いています。また、説明会の場に限らず地域から は年金暮らしの高齢者の方々が住居という生活の基盤を失い、生活が破綻してしまうおそ れがあること、商店の方々が事業期間中移転を余儀なくされ、顧客を失うなど経営上の深 刻なリスクがあることなどに不安の声が多く聞かれています。事業に対する住民の合意形 成がいまだ不十分ではないかと思いますが、東京都として地域の現状をどのように受け止 めているかお伺いをいたします。

【小野幹事】 都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 品川区が決定します市街地再開発事業につきましては、本年1月の区の都市計画審議会において議決がされております。合意形成につきましては、現状、地区計画に約8割の地権者の賛同を得られていると準備組合から聞いておりまして、引き続き準備組合において生活再建等に向けた話合いを重ね、地権者等への丁寧な対応を図っていくと聞いております。

【原田(保)会長】 中田委員、どうぞ。

【中田委員】 計画地域は集合住宅に住む年金生活者の高齢者世帯も少なくなく、事業が進めば工事期間中は転居を余儀なくされるばかりでなく、中古マンション等の等価交換で追加の支出なく新たな再開発マンションに入居することは経済的に困難です。たとえ入居ができたとしても、月々の管理費等を支払い続けることができず、地方の安い場所へ転居を余儀なくされる状況は近隣の再開発事業でもしばしば見られます。都市開発法は計画に同意しない地権者がいても一定の条件の下、事業推進が可能となっています。小規模地権者の生活基盤を壊してしまうことがないような計画となるよう、強く求めます。

そしてまた、計画地域内の中核に武蔵小山商店街がありますが、事業期間中の店舗移転のコストに加え、移転期間中の顧客離れ、事業終了後の家賃増大、また、一度離れた顧客が戻らないなど経営上のリスクは非常に大きいと考えられます。東京都は従前の事業者の事業継続を重視するのか、それとも高額な家賃を支払える大手チェーン店等に入れ替える

ことを目指すのか、まちづくりの方針を明確にし、その指針に適した支援策を検討すべき であると考えております。

そもそも都市再開発において、再開発組合内部において組合員である地権者と事務局を 務めるディベロッパーと事業者の間に圧倒的な情報格差があり、このことが小規模地権者 が不利な立場に置かれる一因ともなっています。組合員の利益に関わる重要な情報の開示 や重要事項の提案、変更等について一定のルールを設けるなど、両者の健全な関係づくり に東京都は積極的に役割を果たすべきであると主張して私の質問を終わります。ありがと うございます。

【原田(保)会長】 髙島委員、どうぞ。

【髙島委員】 日程第4全てについて賛成ということで途中退席をいたしますので、御理解をいただきたいと思います。その中で、議第7543号、引き続き7544号についてちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

ちょうど今先ほどからの御説明で昨年無事に終了したオリンピックの話が出ておりました。実は今は亡き石原慎太郎都知事の時代に、2016年の東京オリンピックの招致を努力しておりました。そのときの招致の理事を務めておりました。当時、福岡市も共に手を挙げまして競ったわけですけど、そのときに福岡市は多くの国際大会を開催していたと。その代わりには、東京都はなかなか国際大会をやっていないじゃないかというすごい厳しい御意見をいただいたことがあります。そういう考え方も含めて、今回のこの外苑のスポーツクラスターと、そういう話も出たのかなという認識は持っております。

その中で、明治神宮さんは今回のいろいろな計画の中で絵画館と、そして、いちょう並木は必ず残してほしいと強い要望があったと私どもは聞いております。その中で御案内のとおり国立競技場が大変すばらしい施設に変わり、その次にこのラグビー場と野球場と、そういう話になるんですが、御承知のように、この計画は一つ一つ利用者に不便を与えないようにローリングさせながら、施設を現地で再整備しないで利用していただきながら次の施設を作っていくという大変合理的な計画だと認識をしております。その意味ではぜひ進めていただきたいと思いますし、ましてもやちょうど野球場とラグビー場の間に空間を作って、広場を作って地域の皆さんにもしっかりと御利用いただける、正にスポーツクラスターとしての大きな意義のあるまちづくり、公園ではないか、そういう認識をしております。その意味では、速やかに御決定いただいて進めていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

【原田(保)会長】 じゃあ、松行委員、どうぞ。

【松行委員】 こちらの7543号、44号についてお伺いいたします。

先ほど昨日の報道の話が出ましたが、そこで樹木が1,000本伐採されるという報道がありましたが、また、公園面積も3.4~クタール減るという報道でした。今のまちづくりの流れを考えますと、SDGsや地球温暖化への対応として緑やオープンスペースを増やしていこうというのが昨今の流れですので、この事業はこの流れに逆行しているようにも見えます。実際のところ、この事業でどれだけの樹木が伐採されるのかということを教えていただけますでしょうか。

また、樹木の伐採やオープンスペースの減少というのは、それが大きい場合、やはりこの事業のデメリットかと思います。この事業の意義について御説明いただきましたが、この事業の意義がそれを上回るまちづくり上の大きなメリットであると東京都の方では認識をされているのか、この2点について教えてください。

【小野幹事】 都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 まず、伐採される数字でございますが、新聞報道では1,000本という数字がちょっと出ておるんですけれども、新宿区の都計審の中で説明、議論された本数につきましては、伐採される予定の樹木としましては892本というふうに説明をしたと承知をしております。このうち先ほども御説明させていただきましたけれども、今回の報道でありましたが、一部の都民からも聖徳記念絵画館前の4列のいちょう並木が切られるんじゃないかという御心配の声をですね、私どももいただいております。答弁させていただきましたが、首都東京の象徴的な景観の一部である4列のいちょう並木につきましては、将来的にも保全していくこととしております。

また一方、建築計画や広場、オープンスペースの位置と既存樹木が干渉する範囲もございます。これにつきましては、事業者が改めて樹木の健全度を調査、確認し、移植に耐える樹木は極力移植をすることとしております。さらに、事業者におきましては、神宮外苑地区創建当初の樹種や東京都の在来種を中心に日本らしい季節感のある樹木を新たに植えることで、従前よりも樹木も増え、豊かな緑を創出することと承知をしております。

また、委員の方から公園の面積の削減についてお話しありましたが、新聞報道を私も読みましたが、あたかもちょっと既にオープンスペースとして都民の利用に公開されている

場所が急にですね、3. 4へクタール削除されるような印象を受ける方もいらっしゃると思いますが、今回の案では、老朽化した建築物が立地するなど50年以上の長期にわたり未供用となっている区域を対象として、民間開発の機会を捉え、都市計画公園の網から外す代わりに計画区域全体ではオープンスペース、緑を増やしていくというまちづくりと公園・緑地整備を両立させる制度でございます。

具体的には、事業者の提言書によりますと、オープンスペースの割合につきましては、 従前の約6パーセントから開発後は約40パーセント、これは道路、公園を含んでおりま せん。また、緑の割合につきましても、従前の25パーセントから開発後は30パーセン トと増加する計画となっております。

【原田(保)会長】 松行委員、どうぞ。

【松行委員】 御説明ありがとうございました。樹木についてはできる限り移植をされるということですが、専門家の方の御意見や地元の方の御意見をぜひ多く取り入れて、なるべく多くの貴重な緑を残していただくようにお願いいたします。

また、この新聞報道などでも防災上の性能が低くなるということが報道されており、皆 さん御不安かと思いますので、その点も防災上の性能が低くならないように、より向上さ せるような計画にしていただけるようにお願いいたします。

【原田(保)会長】 小野幹事、ありますか、答弁。

【小野幹事】 はい。

防災性の向上についてのお話が出ましたので、一つ御説明させていただきますが、広域 避難場所の避難有効面積は開発後は増える計画となっておりまして、地区内の歩行者ネットワークの形成などにより地域の防災性向上に寄与するものとなっております。具体的には、避難有効面積は現状1人当たり4.37平方メートルからですね、開発後は5.53 平方メートルに増加しますし、公園全体の中で防災備蓄倉庫やマンホールトイレ、情報提供の機能、そういったものを設けます。また、聖徳記念絵画館前の大きな広場ができますけれども、そこには医療や災害時活動のためのヘリコプターの活動拠点を確保することとしており、防災性の向上にも寄与する計画と認識しております。

【原田(保)会長】 よろしいですか。

じゃあ、原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 それでは、私から神宮外苑地区地区計画、明治公園についても変更について質疑をし、意見を述べたいと思います。

都市計画公園に200メートルに近づく超高層ビル2棟といちょう並木の6メートル横に野球場の壁が迫り、商業スペースが作られると。野球場の観客席の上には高さ60メートルの位置にホテルが建ち、国立競技場よりも高い屋根付き巨大ラグビー場が出現する本計画は、都市計画公園の在り方を一変させる正に前代未聞の計画となります。

過日、私ども都市計画審議会委員宛てに1通の書簡が届けられました。宛名は神宮外苑を守る有志ネット。連絡を取らせていただきましたが、あの国立競技場ザハ案を撤回させる上で重大な役割を担った神宮外苑と国立競技場を未来に手渡す会のメンバーの方、オリンピックの際、代々木公園のですね、樹木伐採を伴うライブサイトの中止を決定させたネット署名活動に携わった方、神宮外苑周辺の自治会の役員の方々、都市計画や環境などに詳しい専門誌である建築ジャーナルの編集長がまとめ役を買って出てくれるなど、正に広範な市民が一堂に会した住民運動であることが分かりました。

今、この有志ネットの活動にはかなりの方々が関心を寄せており、正に保守・革新を問わない多くの都民、国民が集結し始めています。そのような中、昨年末には世界遺産の推薦に権限を持つ日本イコモス国内委員会が本計画への意見書を送付、住民や団体から送られてきた意見書の分厚さから見れば分かりますが、その数は近年まれに見る103点に達し、この計画への関心と批判が非常に強いことが分かっています。

そして、一昨日、大手新聞が本計画を大きく取り上げました。東京新聞は、樹木1,000本が伐採危機。神宮外苑、東京五輪で規制緩和。日本イコモスが都へ見直し提言と一面トップで報じました。毎日新聞は、人気コラムの風知草で神宮外苑を取り上げました。日本イコモス国内委員会の理事であり、新宿区都市計画審議会委員の石川幹子中央大学研究機構教授、東京大学名誉教授がこの計画で大量の樹木伐採が行われることを突き止めたことを紹介しました。100年の森が育てた1,900本近くの大木のうち、約1,000本を切り倒すか一部は引っこ抜いて移植、代わりに超高層ビルが建つ本計画をビジネス最優先、防災無視、歴史無視の古い資本主義であると喝破しました。

本日の冒頭、部長からは新宿都計審から都知事に宛てた附帯意見が紹介されたと思いますが、そこには何と書いてあるか。神宮外苑地区の創建趣旨を踏まえ、緑とスポーツの両面を兼ね備えた歴史や文化を継承した計画とすること、これが冒頭に書かれているわけですね。そもそも東京都への附帯意見がなぜ当日になって私たち都計審委員に示されるのかと。事前に資料に付されなかったのか大いに不満であります。

そこで気になるのは、都が大量の樹木伐採を知ったのはいつなのかというところであり

ます。まさか報道で知ったわけではないと思うんです。新宿都計審の附帯意見があるのですから、いつになるのかなと。やはりその新宿都計審の質疑で知ったのでしょうか、正式にお聞きします。神宮外苑の樹木が1,000本以上伐採、移植を受ける計画であることを都は確認しているのか、確認しているのであれば、いつ分かったのか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 樹木の移植などの正確な予測本数などにつきましては調査中で多少数字は変わると思いますけれども、東京都環境影響評価条例に基づきまして、環境局に令和3年7月に提出されました環境影響評価書案において記載されており、同じ時期に確認しております。

具体的な事業者の取組としましては、4列のいちょう並木を保存し、樹木医などの意見を聴きながら健全度を確認し、極力移植するとしております。また、中央広場や各スポーツ施設の周辺等に芝生や高木等による緑化を行うなど、新たな緑の創出にも取り組むとしております。

なお、都は事業者から提出されました公園まちづくり計画の提案書におきましても、樹木の取扱いの考え方や地区内の樹木総数が増えることは確認しております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 二重、三重に驚くべき答弁だったと思います。実は、東京都は樹木の伐採、移植が1,000本に上ることを去年の7月頃には確認していたというわけですよ。そこでふと思ったんですけれども、12月14日のあの百数十名、極寒の中で行われた住民説明会で多くの方から樹木の問題、緑の問題の質問がありました。そのときにはもう知っていたわけですよね。なぜ答えなかったのか。そもそも住民説明会に樹木のこの伐採計画についてなぜ資料を見せなかったのかお答えください。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 飽くまで都市計画案の説明会でございますので、全体の配置計画等を示したということでございます。

【原田(保)会長】 原田委員

【原田(あ)委員】 環境影響評価書案をですね、もう7月には知っていると。樹木の質問も出ていたと。そもそもこの環境影響評価書案もですね、この資料として提出すべき

だったんじゃないですか、住民には。何で隠していたんですか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 手続には様々な面がありまして、環境影響評価書に係る説明会におきまして計画地内の既存樹木につきましては、いちょう並木を保存しますとともに、既存樹木の存置もしくは移植により極力残す計画である旨の説明を行っていると事業者から聞いております。決して東京都が隠しているということではなくて、事業者の方から説明をしております。

【原田(保)会長】 原田委員

【原田(あ)委員】 全く答えていません。なぜ資料として住民に説明をしなかったと、質問も出ていたにもかかわらず、そう聞いたわけですね。環境影響評価書案だから、環境局の行政だから都市整備は説明する必要がないと、そういった答弁ですよね、半ば。極めて不誠実ですよ。少なくとも広く住民にですね、周知する姿勢を欠いていたということは指摘できると思います。

先日開催されました新宿区の都計審では、前出の石川幹子中央大学教授、東大名誉教授 が自ら神宮外苑を巡り調べ、1,000本の伐採、移植になるのではないかと指摘をした ところ、実はほぼ同じ数の伐採、移植が計画されていることが新宿区の都計審で報告をされたんです。ここで1,000本の伐採、移植が明るみに出るわけですね。

そこで、資料を皆さんにお配りさせていただきましたか。

【原田(保)会長】 原田委員、資料をあれですか、お配りになるということ。それは 意見表明のために必要だという資料なんですね。

【原田(あ)委員】 皆さんに資料をちょっとお配りしたいと思いますので、よろしく お願いします。

【原田(保)会長】 意見表明のために必要だということですので、差し支えないと思いますが、よろしゅうございますでしょうか、資料。

では、御異議ないようですので、じゃあ事務局の方で資料の配付をよろしくお願いします。

【原田(あ)委員】 石川幹子先生が調べられた結果も……

【原田(保)会長】 事務局というか、そちらでお配りになるんですか。

【原田(あ)委員】 いやいや、配ると同時にこうした資料もありますので。

【原田(保)会長】 それはこの資料と同じなんですか。

【原田(あ)委員】 また別になります。

【原田(保)会長】 別なんですか。

【原田(あ)委員】 いろいろあるんですよね。これは石川幹子先生が作られた資料ですけれども……

【原田(保)会長】 それも必要な資料なんですね。

【原田(あ)委員】 もちろんです。

こちらが現状です。多くのですね、緑に包まれている様子が分かると思うんですが、重要なのはですね、こちらだと思われます。ここが今回の開発地になります。ものの見事に樹木が開発地からは消え失せることになっていくと。そして、ここもですね、緑は残っているように見えますが、この現況の絵と写真なので何とも言えないかもしれませんけれども、実はここの厚み、緑の厚みはすごいものがありまして、それはですね、やはりこちらは絵になりますけれども、相当薄くなっていくと。今回の開発でかなりの数が減るんだということです。

私ね、最もいい資料、今日は石川幹子先生が樹木の伐採についての模型を作ってくれていたので、それをですね、持ってきたいと思ったんですけれども、かたくなに断られまして、こういうものですというのを組み立てる前のやつもここに置いて石川幹子先生の思いぐらいは届けようかなと思ったんですけど、それも断られまして、ここに持ってくることさえ拒否られてしまったと。一体何があるんだろうかと思いますけど。

資料をちょっと見ていただきたいと思うんです。ここでですね、一番最初のページを見ますと、都が去年の7月、最初に確認したという環境影響評価書案の当該ページがあります。掲載されているページ枚数、ページ数を見ていただきたいと思いますけれども、317ページです。素人が見ようと思ったらですね、こんな分厚い冊子の中から樹木の伐採、移植の本数、この小さな表を見つけることなんて到底できないと私は思うんですけれども、先ほどの答弁ではですね、樹木医などの意見を聴きながら健全度を確認し、移植できるものは極力移植していくように事業者に指導していくと答弁されました。毎日新聞の取材に対して都市整備局は、樹木は極力伐採せず保存か移植するよう事業者と協議すると答えたようですけれども、それはもうほぼ虚偽に近いごまかしであります。実際にこの資料を見ていただければ何本切るのか、何本が移植なのかはっきりしているわけですね。

伐採、移植に関わって一つお聞きしておきたいと思います。先ほどからですね、移植を

すれば大丈夫、伐採した後も植え替えるから大丈夫という話でしたけれども、都市整備委員会の質疑では、大きな樹木も芝生や小さな植栽もこれは一緒にですね、面積で数えられてしまうとのことでした。これでは明らかに緑の換算の仕方として現状を正しく反映できないのではありませんか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 植栽計画につきましては、それぞれの公園的空間の利用状況や場所の特性により多様でありまして、それらに応じてふさわしい植栽を選択することにより良好な公園的空間の創出や景観形成にもつながっていると理解しております。都市計画としましては、芝生、低木、高木などの緑を共通に扱うものとして、面積を一つの指標として取り扱ったものでございます。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 今の答弁、分かりますでしょうか。100年かけて育った高木も大木も芝生や建物の上の植え込みと一緒に扱われちゃうんです。面積が一緒なら同じ緑で数えられてしまうというわけなんですね。大木の伐採の後は芝生や植え込みを植えれば回復したことになってしまうわけです。本当に見るも無残な姿が神宮外苑に浮かび上がることになります。

石川先生が作成された伐採、移植される樹木の立体模型は、視覚的にどれだけの樹木が どこで伐採されるのかがよく分かると思います。ぜひ御覧ください。

3ページ目、私の配った資料の。オレンジのものと紫のものがそれぞれ伐採されてしまう木です。国立競技場の近辺の樹木は、もう全部伐採されています。このとき1,500本切られました。そして、この第2球場から下のこのオレンジと紫色の樹木が切られてしまうあるいは移植になる、その数は1,000本を超えているということです。注目いただきたいのはいちょう並木です。いちょう並木はビスタ景を形成する4列のものだけではありませんよね。秩父宮ラグビー場に向かって並んでいるいちょう並木もあるんですが、これは切ってしまうあるいは移植をしてしまうということが分かりました。

実はですね、このいちょう並木ですけれども、石川先生の恩師のそのまた恩師の先生が作られた作品だというんですね。もうまさに百年の計をもって弟子から弟子へその技術が受け継がれて、守られて、世界に誇るべきいちょう並木なわけですよ。伐採、移植に関わる資料、石川先生の立体模型、私はせめてそれらの資料をこの都計審に提出するよう求め

ましたが、断られました。なぜ新宿区都計審では出せた資料がこの都計審では委員から求められたにもかかわらず、事務局サイドで断るなんていうことが行われるんですか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 既存樹木の取扱いにつきましては、新宿区の都市計画審議会において石川委員ですが、詳しく説明がなされ議論されていると承知しております。それらを踏まえ、新宿区の都計審から意見をいただいておりますので、石川先生の資料の提出は不必要と考えております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 新宿区計審で議論をしたから意見は附帯意見、さっきのやつはもらったので資料としては要らないんじゃないかと思った。謎の答弁ですけれども、しかしですね、そんな答弁で逃げられる代物じゃないでしょう。風致地区での樹木伐採は現に慎まねばならないことは言うまでもありませんが、特に本計画の地域は風致地区の核として位置付けられ、優美な風致を特に保存、保全すべき地域とされる風致地区のA地域であり、新宿区風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準によると、三つあります。1、支障木の伐採は必要最低限にとどめ、現存する植生はできるだけ残存させるものであること。2、保護樹木と周辺風致の維持に有効と認められる大径の大きなですね、高木については極力残存させるものであること、今回切られようとしています。3番、1,000平米を超える皆伐については、A地域においては認めないものとする、こうあるわけですね。そして、新宿区都計審からは緑の保全が附帯意見として付されているわけです。

本計画における樹木の伐採、移植についての資料提示は、我々への提示は手続上、欠くべからざるものだったのではありませんか。お答えください。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 今回、本都市計画審議会とは別に港区、新宿区、渋谷区の区の都市計画 審議会で議論しております。それらの都計審の間で主体的に資料については判断し、議論 すべきものと考えておりますので、新宿区の都市計画審議会で資料について取り扱ったか ら東京都の都計審で扱わなきゃいけない、こういう話にはならないと思います。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 ここで、この樹木伐採を含む計画が審議をされるんですよ。そこ

にその資料は出すつもりはないと。皆さん、いいんですか、今の答弁。許していいんですか。この歴史ある都計審で部長から発せられた信じられないような答弁だと私は思いますし、ぜひ皆さんのこの後の判断にですね、しっかりと参考にしていただきたいと思います。

しかも、この事業者及び事務局機能を担っている都市整備局は極めて不誠実だと分かる 事実をもう一つお伝えしたいと思います。実は、新宿区計審には手持ちの参考資料として この環境影響評価書案よりも、私が示したこの資料よりもより詳細な伐採、移植の地図が 配られていました。環境影響評価書案は樹木の伐採、移植調査の範囲に実は軟式野球場周 辺を含んでいません。今回の再開発に関わらないからと。

皆さん、2ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、軟式野球場の周りは調査の範囲に入っていないでしょう。ところが、軟式野球場の周りにこそ先ほど厚みを見せましたが、すごい厚い数百本にわたる大きな樹木が並んでいる地域なんです。この時点で環境影響評価書案がですね、実際に切られるのに、環境影響評価からこの地域を抜いていたというのが私は信じがたいと思っているんですが、ただし、新宿区都計審にはこの地域の伐採も含めた資料が配られていました。誰が作成したのかと。事業者です。事業者はもっと詳細な、私が今示したこの資料よりももっと詳細な資料を地図付きで持っているんですよ。それを私は事前に求めました。ところが、事務局も事業者もこの都計審へのその資料の提出を拒否をしました。いいんですか、これは。

もう一度お聞きします。我々東京都の都計審には、新宿区の区計審では事業者も出した その資料をなぜ出せなかったのか、東京都の答弁を求めたいと思います。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 繰り返しになりますが、樹木の伐採について議論しているわけではなく て……

【原田(あ)委員】 議論しているんですよ。

【小野幹事】 それも重要な話でございますが、都市計画として緑やオープンスペース、 その他の機能について議論するために都市計画案としてこれだけの資料を御用意して議論 してもらっているわけです。

【原田(あ)委員】 樹木はオープンスペースじゃないんですよ。

【小野幹事】 樹木につきましても必要な御答弁にお答えしますので、何ら不誠実ということではないと思っております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 答弁どころじゃないですよ。資料を出せと言ったのに、資料は出すつもりはありませんと言われたんです、私は。この審議会の前に。ですから、私はじゃあ自ら配りますよと言ったら、それは待ってくれと。それも待たされましたよ。それでも私は配りますよと言って、やっと皆さんに配ることができたんです。まともに審議をしようとする姿勢すらないじゃありませんか。資料を提出しようとする、答えようとしていると言っていますけど、全くその姿勢も見受けられませんよ。

委員長ね、私は悔しいわけですよ。委員長にもお話し聞きたいと思いますよというか、思いを知ってもらいたい。私は区議会議員時代からこの東京都都市計画審議会を見てきましたけれどもね、やっぱりそうそうたる、名だたる専門家の方たちが集まって、やっぱりこの東京都のまちづくりを審議する最高機関ですよ。審議の結果は私の思いとは違うことがよくあったと思います、これまでも。けれども、やっぱりそういう名だたるですね、委員の方々がしっかりとした資料を手にして、それで自分の思いでまちづくりに関わっていくと、そういうある種畏怖の念も持っていましたし、都計審にですね、私、うちの党から推薦をされた、送り出されたときに生涯の誇りと思ってこの場に立たせてもらっています。ところがですよ、本計画においては審議の上で重要な資料でさえ隠されて、委員である私が頼んでも配られず、それこそ石川先生の思いだけでもと思ってここに持ってこようとした模型さえですね、ここに置いておこうとしただけでも断られて、仕方なく私が配る有様です。これで神宮外苑の歴史と緑に、その環境にですね、まともに向き合うことができるんでしょうか。

私は、本審議会がですね、この点で一つこれだけ大きな計画を審議する上で前提がまず成り立っていないのではないか、質疑の一つのテーマとして提示しておきたいと思います。毎日新聞、風知草の筆者が指摘した神宮外苑の歴史、これは本日の議案の賛否に重大に関わります。神宮外苑は明治天皇死後、明治天皇を記念する施設を建設する意見が出され、国が内苑、すなわち現在の明治神宮を建設し、外苑は国民が建設するということになり、多くの国民からの寄附や勤労奉仕で創建されました。当時、賃金の高騰で資金が底をついたとき、全国の青年が立ち上がり、勤労奉仕によって作られたというから半端じゃありません。それが、その功績がたたえられ祈念して創建されたのが日本青年館でした。

その後、戦中は軍が管理するなど見まごうことなき国有地でした。戦後、宗教法人明治 神宮に対して内苑は無償で、外苑は市価の半額で売却されますが、同時に1946年、戦 災復興院により東京戦災復興計画、緑地、内環状緑地として告示され、これは重たい緑地の指定です。後に都市計画公園と指定されていくことになるわけですね。これが神宮外苑をめぐる経緯なわけです。この経過を見ても、神宮外苑地区は一宗教法人の土地とは言えない、国民共有の財産とも言うべき公共空間であり、歴史的な遺産であるわけです。

ですから、お聞きします。明治神宮の私有地でありつつ、都市計画公園として位置付けられている神宮外苑の重大な変更については、東京都と6関係権利者、すなわち宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラクル株式会社及び三井不動産株式会社のみならず、広く都民、国民の声を聴くべきだと考えますが、いかがか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 今回の地区計画と都市計画公園の変更に当たり、都市計画案の作成に先立ち、都は学識経験者等から成る検討会を設置した上で、東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針を策定しており、指針策定の過程において広くパブリックコメントを行っております。また、このまちづくり指針に基づき、今回地区計画と都市計画公園の都市計画変更を行うに当たり、説明会の開催や意見書の受付を行うなど広く都民等の意見を聴いております。

なお、先ほど委員の方から模型の取扱いについて事務局がかたくなに拒んだというお話がありましたが、ちょっとそういうことではなかったと承知しております。私どもでは、原則ですね、本審議会ではペーパーと投映した画面で御説明をしております。模型を持ってきた場合、小さな模型だと承知しておりますが、円滑な議事進行、出し入れに時間がかかってしまいますし、また、会場の状況、これだけ大きな会場で小さな模型では委員の皆様から見えないと思います。また、本会議は議事録を残しておりますが、先ほどもペーパーで御説明しておりましたが、こことはあれでは議事録にしたときに分からないじゃないですか、都民の方々が読んで。そういった意味から、模型では後から読んだ都民がですね、正確に理解ができない、このような理由を付して先生にお断りさせていただきました。

【原田(あ)委員】 分かりました。

【小野幹事】 その代わりに私どもは、先生の方がせっかく用意したんだから模型の写真を撮ってお出ししたらどうですか、こういう提案をさせてもらいましたので、かたくなに拒んだというのはちょっと失礼だと思います。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 かたくなに拒みましたよね。ここに空間だってあるし、そっちの 出入口のところにだって置けますし、なぜ示さないんだと。新宿区計審はやっていました よ。

今の答弁はあったんですけど、広くパブリックコメントをやっていると。その都市計画 審議会に寄せられた意見が103点あったことを紹介しました。何と全て反対の意見です。 一つも賛成がない。説明会の開催ともおっしゃいましたが、そこで出た意見は、賛成意見 はありましたか。この間、何回かやってきて一回もなかった、一つもなかったじゃないで すか、賛成意見が。

私も昨年末の12月14日、住民説明会に参加しました。冬の開催で、コロナ禍のため窓を開けて換気をしながらの説明会にもかかわらず、事もあろうに暖房器具を入れずに開催していまして、都の職員だけは暖かい毛布を用意していて、足にかけていて本当に腹が立ったんですけど、1時間もしないうちに体がみるみるうちに冷えていくのを体感しました。それでも住民は3時間にわたって、苦痛に耐えながら、私もですね、指の感覚なんてもうなくなりながら必死にこの計画の疑問点、問題点を住民はただしていた。そうだったでしょう。

お聞きしますけど、広く都民の意見を聴いてきたというんだったら、これだけの反対に あって、計画を立ち止まろうと思わないんでしょうか。立ち止まるつもりがないというん だったら、その際の広く都民の意見を聴くというのは一体どういうことなんでしょうか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 広く都民の意見を聴いた上で意見書の要旨に付し、本審議会で議論していただく、こういうことでございます。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 これだけの反対の声が本当に渦巻いてきたということを審査するのは皆さん審議委員の一人一人なんだという答弁だったということでした。しかし、これだけの声がありながら、事務局が都市整備局として都民の声に振り返るそぶりも見せないということは、本当に残念だと思っています。

ところで、12月の住民説明会では、その前に行われた新宿区都市計画審議会で展示された事業者による模型がありませんでした。なぜこうした大きな計画を視覚的に、立体的

に知るというのは大事なことだと思うんですけど、事業者は立体模型を作っているんです よ。それをなぜ住民に見せなかったんですか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 事業者の模型ですので、ちょっと事業者がどのような取扱いにしたのか 分かりませんけども、都としましても、広く都民の方が分かりやすく理解できるよう模型 やパースなどを使った説明に努めていくよう事業者にはですね、申し伝えていきたいと考 えております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 先ほどの樹木の伐採の資料もそうですが、せめてですね、この都計審には事業者が作った立体模型を持ってこさせられなかったんでしょうか。新宿区計審には持っていったのに、そして、私も事前にここに立体模型を持ってきてもらいたいと求めたのに、なぜ事業者は東京都の都市計画審議会にだけは持ってきたくなかったんでしょうか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 先ほども模型のお話は御説明さしあげましたが、当審議会では原則ペーパーと投映した画面で御説明しております。円滑な議事進行や会場の状況、また、議事録を残しておりますが、模型による説明では、議事録を読んだ都民が内容を正確に理解できないのではないかという理由からお断りしているものでございます。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 模型がないことによって議論が進まなかったらどうするんですか。

【小野幹事】 都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 なお、本審議会に先立ちまして、学識経験者の皆様、都議先生の皆様には事前に御説明しております。もしペーパーやパースなどでお分かりいただけないのであれば別途見せることは可能でございますので、あらかじめお申し付けいただければと思います。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 改めて本日の都計審は審議をする前提を我々委員が奪われている

異常な状態だということを指摘しておきます。その機会を保証すべく、私がその立体模型の写真を、この資料のですね、4枚目から、4枚目じゃないな、5枚目、6枚目に載せておきました。非常に重要な資料ですね。あと、ちょっと話を住民説明会に戻しまして、後で模型については少し質疑したいと思います。

広く都民の声を聴くと言っておきながら、先日の住民説明会ではまともなやり取りになっていないなと私も感じました。そこで、住民からの質問で私も気になった二、三についてお聞きします。交通、風害、騒音です。

神宮外苑地域というのは、実は一つ路地を入るとすぐに一般住宅が現れるんですね。マンションも隣接していますから、大規模スポーツ施設の移動はこの地域にとって重大な問題となります。現在は神宮球場の位置関係から観客は千駄ヶ谷にも信濃町にも行きますし、神宮前駅の流れは分散されています。それでも外苑前駅は今でもイベントがあると地域住民が利用できないほど混雑するんだそうです。そこに加え、神宮球場がもうちょっと南の方に移設されてきますと、外苑前駅は連日連夜大変なことになるのではないかと住民は恐れているわけですね。

そこでお聞きしますが、外苑前駅はコロナ禍の今でもイベントがあるとホームまでぱん ぱんになってしまいますが、今回、野球場の位置が変更することで外苑前駅の動線をどう 考えているのか。

【小野幹事】 都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 今回の計画では、地下鉄外苑前駅と青山二丁目方面をつなぐ地下通路や外苑前駅から千駄ヶ谷駅をつなぐ南北通路、青山通りから信濃町方面に至る歩行者ネットワークを整備し、また、それらをつなぐ東西歩行者通路を整備することとしております。あわせて、各施設や鉄道事業者と情報共有を行うとともに、イベントの開催状況に応じた誘導計画の策定や安全を確保するための規制、駅利用時間帯の分散化などエリア全体としての交通マネジメントを実施し、外苑前駅に集中しないよう、ほかの駅へ誘導するなどの対応を実施すると事業者からは聞いております。

【原田(保)会長】 原田委員

【原田(あ)委員】 なるほどですよね。今でも行っている交通マネジメントですが、 更なる工夫で何とかなると。そう言われても根拠がないわけなんですよね。千駄ヶ谷まで の新しい道を作るといったって、なかなかの距離ですからね。神宮球場がもう下の方に来 ちゃいますから。住民だけでなく専門家からもですね、心配の声が上がっているかと思います。

次に風害、地域では100メートル前後の2棟のビルが青山通り沿いに建っていることによって、ビル風に悩む人が少なくありません。私も視察に訪れた際ですね、大した風がある日でもなかったんですけれども、青山通りの向こうの木がですね、異常なくらい左右に揺れているのを見まして、なるほど、ビル風というのはすごいんだなというのを思いましたし、子供や高齢者は風の強いところを避けて歩くという人も説明会ではおっしゃっていました。

そこでお聞きします。今でも大分強いビル風であると聞いておりますが、2倍の高さとなるとですね、200メートル近いビルが2棟建ってしまえばですよ、更なるビル風がこの地域を襲うことになると思うんですが、事業者はどのように対処するのか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 環境影響評価書案においては、防風対策を講じることでおおむね低中層 市街地相当の風環境が確保され、青山通り沿道の一部で中高層市街地相当の風環境が予測 されております。

なお、事業者は建物完成後に条例に基づき事後調査を実施、必要に応じて対策を実施することとしております。

【原田(保)会長】 原田委員

【原田(あ)委員】 伊藤忠ビルやですね、オラクルのビルが建つときも同じように対処したと思うんですよ。それでも強い風が吹いているわけですね。その2倍の高さのビルが2棟建つわけです。答弁は事後調査で必要に応じて対応すると。大丈夫だと思っているけど、建ててみて問題があったら対処するなんていうのがですね、通用するんでしょうか。

皆さん、想像していただきたいと思うんです。200メートルのビル、新宿に建っていたらまだ見慣れているといいますかね、新宿の高層ビル街にできるわけじゃないんですよ、この200メートルビル2本は。190と185ですけど。新宿で言えば都庁のほかのビルは100メートル近く離れているんですね。建っているわけです。しかし、この地域はもうすぐ近くにマンションから一般住宅から住まいがあってですね、高齢者や子供も日常的に暮らし、通行している地域なんです。そこに200メートル近いビルが建つわけですよ、2本。大丈夫だと言うのなら、この超高層のビルの風の影響をどうやって止めるのか、

相応の根拠も見せるべきではないのかということは指摘しておきます。

次、騒音問題も深刻な不安を呼んでいます。神宮球場が現在地よりも南に配置される計画について、住宅が多くある地域に数十メートル近づくことになります。騒音への心配の声を都はどのように受け止めているのか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 施設供用に伴う騒音につきましては、環境影響評価書案において新球場から近傍住宅地までの地点における騒音レベルを環境基準である55デシベルを下回ると予測しております。また、今後、事業者は計画の具体化に合わせて騒音への配慮について検討することとしております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 この期に及んでですね、騒音について具体化に合わせて、つまり問題が出てきたら対応すると。今まではですね、球場から住宅地はですね、一定離れている上に学校などの堅牢な建物が遮ってくれていました、一般住宅のところは。それでもうるさいときがよくあるというふうに住民の方は説明会でおっしゃっていたんですね。巨大な球場が住宅地にぐっと近づいてきて、しかも、遮る建物も今回はですね、なくなるんじゃないのかと。それで、騒音なんて止められるわけないような気がするんですね。これで説明をしたと言われても、住民が納得しないのは当たり前だと思うんです。乱暴なですね、説明に終始していたことがこの計画の一つの顔でもあるのかなと。全部大丈夫だと。後から問題が起きたら対応するんだと全部逃げていくんですね。これでは、こういうところがこの計画の一つの顔だと思います。

同計画は、公園の景観や施設のありようを一変させます。都はいちょう並木沿道の建築物がですね、眺望点からのいちょう並木の高さを突出しないことをもって事業者から提出された計画を評価していますが、つまり都はですね、眺望点からのみの景観さえ守られたら、並木道途中からは味気のない建物の壁がそびえ立ったって構わない、そう言っているのかお聞きしたいと思います。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 都、港区及び新宿区の景観計画では、首都東京の象徴的な眺望景観として親しまれている神宮外苑のいちょう並木と絵画館の眺望を保全することとなっており、

眺望点から見たときに建築物等がいちょう並木の高さを突出しないよう計画することとしております。さらに、今後事業者はいちょう並木の景観についても配慮することとしており、計画では、いちょう並木に隣接する建物の壁面後退を行うとともに、低層部に商業施設を整備し、にぎわいを創出するなど魅力的な空間を形成するなど、いちょう並木との調和を図っていくこととしております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 もう驚くべき答弁ですよね。私は眺望点からだけじゃなくて、あそこを歩いていて気持ちのいいいちょう並木を望んでいないんですかと聞きましたけれども、眺望点からの眺めさえ守ればそれでいいという答弁が返ってまいりました。眺望点から左に顔を向ければ、この地域では異様な超高層、190メートルの伊藤忠ビルが目に飛び込んでくるわけですが、それは横を向くから悪いんだと。いちょう並木の6メートル先に球場の壁が現れます。隣接する建物には商業施設を整備することがいちょう並木への配慮であり、魅力的な空間だと。私の資料にいちょう並木の途中からいちょう並木の木々を見た風景を載せておきました。御覧ください。

遠目からも記者さんも見えると思いますけれども、青い空がいちょう並木を透けてすっと向こうまで通っているんですよね。あのいちょう並木の先端はすごく細くなっているわけですけれども、青空にこの細くなったいちょう並木の先端が入るわけですよね。浮かび上がるわけです。現在は奥のスペースがですね、テニス場であるため、広い空がいちょう並木の背景になってくれているわけです。しかし、ここに球場の壁や商業施設がやってきます。球場の壁の上には防球ネットや巨大なスクリーンがそびえることになります。

都市整備委員会で防球ネットは22メートルでいちょう並木より低い位置と答弁していますが、いちょう並木はですね、一番高い木で28メートルありますが、一番低い木では17メートルであると聞いています。つまりてっぺんにほぼ並ぶ形で防球ネットが並ぶんだと思います。いちょう並木の上部は枝が細くなっており、空が背景となって樹形が浮かび上がります。しかし、防球ネットが建てばですよ、ボールが飛んでこないぐらいの、向こうに行かないぐらいの網が張り巡らされ、太い鉄塔が無数に建つことになるわけです。これは本当に景観を害さないんですか。眺望点からその防球ネットは見えにくいんだと言うけれども、もう一本並木道に入って横を見たら球場の壁と商業施設と防球ネットですよ。これ本当に景観を害さないんですか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 事業者においては、いちょう並木の景観についても配慮することとしておりまして、今後、計画の具体化の中で防球フェンスの形態や色彩、素材等についていちょう並木と調和したものとなるよう引き続き検討していくこととしております。委員から太い鉄塔が無数に建つというお話がありましたが、現時点では全く未定でございまして、少なくとも太い鉄塔が無数建つということはないと断言しておきます。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 それにしても鉄塔は建つと。それが何本になるのか今のところ分かっていないんですか。そうはいっても、ボールが開くような目の粗い網じゃないよね、きっと。それなりの網が、フェンスが張られると思うんですけれども、それは絶対工夫されるんだと。無数じゃないと言っただけか。

いちょう並木と調和した防球ネット、色彩や素材を引き続き検討と言いますが、太い鉄骨とボールを通さないほどの網はどんなに検討してもいちょう並木とは調和しないのではないでしょうか。しかも、その上には巨大スクリーンが更にそびえることになっているわけですね。都市整備委員会の質疑のとき、そういえばですね、球場の壁も防球ネットも眺望点から見えないというふうに答弁していたんですけど、私がですね、球場のスクリーンだけは絶対見えちゃうんじゃないのかと聞いたら、その位置は検討中だとの答弁がですね、返ってきたんですね。スクリーンの規模、位置、いまだに決まっていないんですか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 あくまで現時点では都市計画案の段階の設計をしておりますので、今後、 野球場の施設については、具体的な設計はこれからというふうに承知しております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 具体的な設計はこれからと。さっき絶対に太い鉄骨は無数には建たないと断言していましたけど、スクリーンは眺望点から絶対に見えませんね。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 スクリーンにつきましては、現在、これからですね、設計してまいりますので、そのあたりで確認したいと思っております。先ほど委員からですね、太い鉄骨無数とおっしゃったので否定したものでございます。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 そこで、この先ほど私が必要じゃないかと言った立体模型が必要になってまいります。皆さん、立体模型の写真、資料を見ていただきたいと思います。

いちょう並木の隣に球場があります。そこに具体的に3枚のスクリーンが、巨大なスクリーンが、完全にいちょうの木を超えているスクリーンがもう既に建っている模型が作られています。具体的な検討はこれからだと言いましたが、かなり具体的にどこにスクリーンが建つのか立体模型で事業者は作っているじゃありませんか。どうするんですか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 私は、事業者の方からは、位置、大きさ、枚数等も未定だというふうに聞いております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 ですから、立体模型というものがこの計画の中で大事だったんで しょう。語るに落ちているじゃありませんか。立体模型がないから事業者の考えも何も分 からないまま、ここのこの重大な場所に飛び込んできちゃっているんじゃないですか。こ れ絶対眺望点から見えちゃうでしょう、この資料からするに。どうするんですか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 繰り返しになりますけども、防球ネットや正面スクリーンにつきましては、事業者において今後設計を具体的にする中で詳細な検討を行うこととしております。 いちょう並木と野球場の関係につきましては、事業者において景観シミュレーションを行うこととしておりまして、都としても適切に指導してまいります。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 眺望点は最重要課題と自分たちで言っていたじゃありませんか。 その眺望点から見えるかもしれないスクリーンがですよ、いや、防球ネットだって私本当 に見えないのかと言いたいんですけど、スクリーンが示された立体模型がもうできている と。これ審議にならないじゃないですか。眺望点からの景観が一番大事と言っていたのに、 それを脅かすかもしれない資料が出てきちゃったんですよ。というか、私はそれを求めて いたのに、これが大事だと言っていたのに、何とそれを拒否してこの事態に陥っているわ けです。 どこいったかな。私がですね、今でも90メートルほどの伊藤忠本社ビルや100メートルを超えるオラクルビルが神宮外苑の中からそびえ立って見えますが、計画が進めばですね、その2倍に当たる超高層ビルを公園利用者は見上げることになります。ビルや60メートルのホテルからは森がですね、神宮の森が見下ろされることになります。本計画によってできるこうしたある意味で新たな景観、公園利用者からすれば圧迫感を東京都はどのように評価しているのか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 都が策定しました東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針では、当地区の地区特性に応じて五つのゾーンを設定しておりまして、神宮外苑地区の歴史や文化の継承、風致等の質的向上を図るため、建築物等の高さや規模はゾーンに見合ったものとすることとしております。まちづくり指針では、絵画館の見え方やいちょう並木に配慮するとともに、スタジアム通りや青山通り沿道においては高度利用を図ることとしており、今回の計画では、スポーツ交流複合ゾーンでは建物の高さを抑え、文化にぎわい等複合ゾーン及び高度業務商業ゾーンでは高度利用を図ることとしております。

なお、事業者におきましては、計画の具体化に合わせまして圧迫感の軽減や周辺との調 和を図ることとしております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 完全に都民や専門家の見方と都市整備局の感覚、ずれていますよ。 風致等の質的向上を図るため、建築物等の高さや規模はゾーンに見合ったものとすること としているなどとよく言えたと思います。樹木は切られ、逆にホテルや超高層ビルが建ち、 僅かに残った森といちょう並木、そこを歩く利用者は見下ろされ、森とスポーツの公共空 間ではもうなくなっちゃいます。いちょう並木からの眺望は失われ、ホテルや超高層ビル からのビュースポットができるのみです。多くの都民、そして、専門家は何て貧しい計画 なのだろうと感じているわけですよ。神宮球場、第二球場とも学生野球が使用順位で優先 されることになっているという都市伝説というわけでもないんでしょうけども、そういう 庶民のためのスポーツ施設と言えますが、本計画で作られる新神宮球場は、これまでの学 生優先、学生野球優先制度、残るんでしょうか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 事業者によりますと、現在も学生野球を優先する制度については特段設けているものではないと聞いております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 そうは言いますけれども、現に学生野球の時期に無理に商業利用を押し込んだりしないようにスケジュールを工夫していますよね、今は。答弁からすると、もうこれまでのですね、決まった制度があったわけじゃないと。もうこれまでの庶民スポーツに優しい、学生野球に優しい神宮球場のよさは失われるということだと思います。 六大学野球の聖地、神宮第二球場や6面を誇る軟式野球グラウンド、テニス兼用フットサルコートなど都会では二度と手に入れられないかもしれないスポーツ施設が、敷地が廃止されることに都民的な合意が図られているとは到底言えず、全くと言っていいほど議論が行われていないと指摘するものであります。

次に、神宮外苑を前代未聞の開発にさらすことを可能にする公園まちづくり制度についても少しお聞きしておきたいと思います。公園まちづくり制度とはどのような地域においてメリットのある制度と言えますか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 公園まちづくり制度は、センター・コア・エリア内にある長期未供用区域を含む都市計画公園・緑地において、民間開発の機会を捉え、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させながら地域の課題解決を図り、緑とオープンスペースを備えた快適な都市空間が創出される制度でございます。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 いつもですね、公園まちづくり制度の説明を我々は見ているものと違う答弁ですね。少し外苑寄りの説明になっていたなと思いました。本来、いつもホームページとかで書いてあることはですよ、本来公園まちづくり制度は、要はですね、都市計画線が引かれているけれども、事業化には遠くて、整備の進まない地域において一定の高度高容積の建築に知見を集約してですよ、できた空地をいち早く公園として供用することを狙いとしていると、そんな制度として説明されています。

ところが、神宮外苑はその多くが事実上の供用状態、皆さんが使っているわけです。そ ういう状態にあります。誰もが思い思いに走ったり緑に憩うことが可能です。そんな神宮 外苑のどこに未供用の広大な敷地が、使われていない敷地があると言うかというと、実は それが秩父宮ラグビー場だというわけですね。歴史的に秩父宮ラグビー場が未供用という 扱いになってきたわけです。

ただし、神宮球場同様、秩父宮ラグビー場、普通に試合は頻繁に行われておりまして、ホームページを見ますと、数か月先まで土日はかなりスケジュールが埋まっています。使われているんです。しかし、神宮球場が周囲を1周することができるのに対し、秩父宮ラグビー場はそれができない、ただそれだけの違いです。ただそれだけの違いでラグビー場は広大な未供用地域だと決めつけて、これはこの地域が不健全な状況にあると。神宮球場と特に何ら変わることがないにもかかわらず、都と事業者はこの秩父宮ラグビー場を中心に大きな未供用区域があるとして無理やり公園まちづくり制度に当てはめて、そもそも開発をしたかった3.4~クタールを都市計画線から外し、超高層ビルや商業施設、ホテルを作るという手法に出たわけです。これは本来の公園まちづくり制度の説明からすれば、極めて不自然な扱い方です。今回、ラグビー場の建替えに際し、未供用とされてきたラグビー場から供用されたとうそぶく必要が出てきます。

そこでお聞きします。公園まちづくり制度専門部会では、ラグビー場棟について、新しいできるやつですね、「神宮外苑を様々な目的で訪れた人々に対して開かれた施設とし」と指摘をされていますが、開かれた施設とはどのような状況を指しているのか。また、この指摘はラグビー場が未供用だったことから、それ以上に開かれた内容を求めているということで構わないか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 専門部会では、ラグビー場棟につきましては供用扱いとするにふさわしい整備を行うよう指摘されており、事業者においては、いつでも誰もが入れる公園的な空間を整備することやラグビー場が使われていないときでも使用できる店舗や文化交流施設等の整備を行うものと理解しております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 いかにもつじつまを合わせなさいと指示したような指摘だと思うんですね。ラグビー場は今でも観客を多く入れてですね、使われてきたラグビーの聖地です、言わずと知れた。既に事実上供用されている施設を供用化したように振る舞いなさいという指示です。ですから、神宮球場と同じようにぐるっと1周できる施設、ラグビーをしていなくても使える施設内のレストランなど、それくらいしか今よりも供用感を出す施

設などがないわけですね。それぐらいしか指摘できないわけですよ。そういう答弁なんです。

都市計画区域を外してというか、今、秩父宮ラグビー場の中に食堂はあるんですかね、そもそも。それを今開放すればいいだけですよ。都市計画区域を外して超高層ビルを建てられるくらいなら、今のラグビー場の周りを歩けるようにすればいいだけだし、飲食店ならそもそも秩父宮ラグビー場の中にあるわけですから、それを日常的に開放すればいいだけの話でした。本来、都市計画行政にとって重大な行為となる都市計画公園の計画線を外す行為、本来、都市計画線の変更は多くの専門家や民衆の監視の下に行われなければなりません。これをですね、都合よく簡単に外すことができるようにしてしまうのがこの公園まちづくり制度の正体です。

私は、都市整備委員会でこのようなことが行政と民間だけで行われていいはずがないと 指摘をしました。すると、都市整備局は専門部会を設置し、専門家の意見を聴いていると 答弁しました。しかしですよ、公園まちづくり制度の柱は検討会と審査会です。この公園 まちづくり制度が、まちづくり制度の適用、要は都市計画線から一部の地域を外しちゃう 行為、正しいのかどうか、それをですね、検討するのは行政職員が検討します。審査、決 定はじゃあ誰がするのか、審査会は誰が運営しているのか。何と行政職員です。検討も審 査もどっちも行政の職員がやっているんです、これ。専門部会というのがあるわけですけ ど、必要に応じて意見を付すことができるのみです。その検討や審査に例えばこの専門部 会が反対を表明したとしても、決定権はありません。

今回、神宮外苑地区における公園まちづくり制度において専門部会が開かれたのは、これだけ大きな計画ですよ、1回1時間半を3回開いたのみでした。これだけ多くの住民が反対をしていて、これだけこれまでの都市計画行政を揺るがすような計画にもかかわらず、専門家の意見は1時間半を3回のみです。そして、神宮外苑から3.4~クタールの土地が都市計画公園としてはがされ、明治神宮の敷地のまま超高層・高容積の商業利用ができる土地が出現したわけです。

しかし、それにしても都市計画線が外されただけでは、狭小な土地に185メートルや190メートル、ビルの容積率が確保されるわけではありません。ここからが大事な問題になるわけですけど、このような超高層ビルがなぜこの狭小な地域に建つのか私は不思議でした。それを解明しなければいけません。この実態には、都市計画に携わる方々なら自らの耳と目を疑うことになると思います。超高層ビルの容積はどのようにして生み出され

たのか、特区であればそもそも高い容積率の区域に社会貢献を理屈に異様な容積率評価、 つまり容積率のボーナスの付与が行われます。しかし、風致地区に巨大建築をするのにで すね、容積率評価はさすがに理屈に合いません。

そこでお聞きします。本計画において容積配分は行われるのか、行われているとすれば、 どの区域からどの区域あるいは施設に移動するのか明確にはっきりとお答えください。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 当地区では、神宮外苑地区まちづくり指針を踏まえ、神宮外苑地区の歴史や文化の継承、風致等の質的向上を図るため、絵画館やいちょう並木では眺望景観や風致を保全しつつ、スタジアム通りや青山通り沿道においては高度利用を図ることとしており、良好な市街地環境を形成するため、容積の適正配分を行う計画としております。具体的には、高度利用を図る地区としているA-8-c地区及びA-9地区へ他の地区から容積を配分しております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 眺望、景観や風致を保全するなど長い前置きをしながら、最後にはっきりとお答えになりました。この計画は容積配分を行うんです。A-8-c、つまり複合棟A、185メートルビルとA-9、つまりは伊藤忠、190メートルビルに容積をどこかから配分しているということまでは答弁しました。やはり容積配分がないとこの地域にこれだけの高容積のビルは建たないわけです。

しかし、私が聞いたのは、その容積はどこから持ってきたのかを先に聞いたわけです。 お答えください。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 御質問の趣旨がよく分かりかねますが、ちょっとオープンスペースの容積を違う場所に配分するのはおかしいという意味かと思いますけど、神宮外苑地区で指定された容積率の範囲で地区内に配分しているもので、何らおかしいことはないと思っております。

【原田(あ)委員】 だから、答えて。どこから持ってきたの。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 具体的には、容積の出し地側でございますが、B-2地区、A-7地区、A-10地区、A-8-a地区でございます。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 ここまでしつこく聞いて、最初から聞いていたのに、ここまでしつこく聞いてやっと出てきた答弁ですよね。私にはもう本当になかなか教えてくれなかった。この答弁でここで出してほしかった。何と神宮外苑の都市計画公園内から余った容積を公園の中から、神宮外苑の、余った容積を移動し、都市計画公園外に配分するという恐るべき容積移転が行われていたわけです。しかも、B-2、A-7、A-10、A-8-aとありますけれども、B-2といえばいちょう並木の区域ですよ。いちょう並木の横のですね、茂みというか森とかも含めていちょう並木で余っているとみなした容積率をいちょう並木の風情、景観を破壊する超高層ビルの容積率に移していたわけです。ラグビー場だってJSCという独立行政法人ですよ、国の機関。都市計画公園内の容積率を超高層ビルなどに移転させていいんですか、国の機関、こんなことを国民の合意もなく。国民の財産の使い方として合意が得られているのか非常にこれは疑問というかですね、不可解ですし、この後も追及しなきゃいけないなと思っています。

このように金のためなら自然も歴史も行政のモラルも知ったこっちゃないと言わんばかりの都市計画を我々は許してしまっていいんでしょうか。少なくとも議論は尽くされていないはずです。

さらに、もう一つお聞きします。三井不動産の開発後の権利地はどこになるんでしょうか。 地権者でない三井不動産が計画後の権利地を取得する根拠は何でしょうか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 本地区における開発では市街地再開発事業を予定しておりまして、三井不動産はその事業においてA-8-c地区の複合棟A、A-8-a地区の複合棟B、A-10地区の野球場に併設されるホテル棟、文化交流施設棟の権利を取得すると聞いております。また、三井不動産は今後、明治神宮の所有地の一部を借地し、権利者として事業に参画することとしております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 現時点で地権を有していない三井不動産がこの計画が終わると1 85メートルのビル、商業棟、野球場の上のホテル、それから、文化交流施設は地下を使 うやつなのかな、それをいただくことになると。丸ごとこの神宮外苑の商業スペースとかをですね、一手にこの三井不動産が持っていくことになるわけです。借地をしますのでね、神宮外苑から。神宮外苑にはその収入もあるんだと思われますが、しかしですね、三井不動産というか、公園の中からこの185メートル、これは公園外にされちゃいました、今回、公園まちづくり制度で。そこに公園の中から容積率が移転されて、公園を見下ろす超巨大ビルができると。悪魔の錬金術ですよ。本当にやるんですか、これ。

三井不動産はこれだけの公共の土地を変質させる重大な計画の覚書協定書に参加していながら、実は土地を有している地権者ではありませんでした。しかし、計画後には明治神宮に借地をしながら、こうした超高層ビルや野球場、ホテルなどを手にし、運営する権利を有することになります。その際、膨大な容積率の移転を公園の中から並木道や、それから、JSC、国から、国の機関から容積率の移転を受けることになります。これ無償でやったら大変なことですよね、特に国は。

そこで気になるのでお聞きしたいと思うんですけれども、伊藤忠や三井不動産はただ容 積率をもらうだけじゃないですよね。この計画で何を出すんですか、支払うんですか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 権利の取得に関しましては、あくまで事業者間の問題でありまして、都 市計画としては関係がないものと理解しております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 都市計画公園がこれほど重大に動かされる都市計画公園の区域が外されて、超高層ビルが建つという計画で、その中でどうやって事業者たちがお金を動かしているのか、都市計画公園の中の容積率が幾らで売買されているのか、私たちは知ることができないんですか。何て計画ですか。許されていいんですか、これが。もう一度お答えください。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 権利の関係やお金の流れというのは、あくまでも民民の話でございまして、この審議会の場で議論するような内容ではないと思っております。

【原田(あ)委員】 公の今審議をしているんでしょう。

【原田(保)会長】 すみません、ちょっといいですか。小野幹事、あれでしょう、別

に今、三井不動産が議論になっていますけど、そういった関係者は地区計画の内容に従う 事業をすることによって、ある程度のいろんな負担は負うわけですよね、当然ながら。それをもうちょっと御説明された方がいいんじゃないですか。ということでいいですよね。

【原田(あ)委員】 今、議長がおっしゃったことをもう一度ちゃんと説明してください。

### 【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

今、議長からお話しありましたのは、三井不動産、伊藤忠が参画されていますけれども、 応分の負担をしていくという、こういう指示だと思っております。

【原田(保)会長】 原田委員、どうぞ。

【原田(あ)委員】 最初から言えばいいじゃないですか。お金で買うんでしょう。この計画に伊藤忠と三井不動産はお金を出すんですよね。それで公園の中から容積率を買うんですね。そして、そのお金が公園の容積率が幾らで売買されるのか、そして、しかも、このラグビー場、国の施設ですけれども、一体誰がどのように出すのかも分からないし、神宮球場も誰がどれだけ、神宮球場が出すのか分からないし、もしかしたらこの人たちの負担はほとんどなく、容積率を売ることによって、都市計画公園の、もしかしたら賄われているかもしれないし、何の負担もないかもしれない。これは都市計画公園というものの性格上、我々都民、国民がしっかりと知らなきゃいけない情報なんじゃないですか。これが隠されたまま、この都市計画決定に賛成しろと言うんですか。

都市計画公園を破壊しながら森を見下ろす一等地に民間企業が超高層ビルや商業施設を作り、明治神宮は借地収入や建物の改築賃金を稼ぐことができていくと。これもこれだけ議論をしてやっと出てくるわけですよ。言うつもりはないと、審議委員の皆さんに知らせる必要はないと言ってずっと答弁していて、議長の助け舟でやっと出てきたわけですよね。

しかし、その対価はまさかの神宮外苑の歴史ある緑と景観を売り払って得ることにほかならないわけです。売払いにほかならないわけですよね。ちなみにラグビー場や神宮球場は公園からの容積移転でどこまで賄うことができるのか、容積率は幾らで取引されているのかを聞いても都市整備局は知らないと事前のやり取りでも言い切るばかりでした。都市計画公園の敷地内の容積が幾らで売買されるのかを都民にも都市計画審議会委員にも知らせないまま、これで押し切ろうというんです。本来、こうした資本主義の暴走、お金の力で環境破壊がどんどん進んでいく、こういう暴走を一方で食い止めるために都市計画審議会はあると言って私は過言でないと思うんですね。

なぜなら1946年、東京戦災復興計画緑地、内環状緑地として先ほども示しましたが、神宮外苑が告示された歴史があります。この内環状緑地は新宿御苑、神宮外苑、青山墓地等、本当に豊かな緑が連なる東京のまちが内環状緑地として構想されて、まさに今まで現存してきたわけです。このですね、東京復興計画緑地というのは戦前の東京緑地計画というものを継承、拡張した形で立案されています。

都市計画公園や公園行政に携わる方は御存知の東京公園史話という著作があります。青山さんだったらきっと知っていると思う。東京都職員の皆さんにとっては大先輩、前島康彦氏が東京都公園協会発行の都市公園という冊子で連載した論文をまとめたものです。その史は、35、36にはその東京緑地計画がまとめられていた経過がつづられています。前島氏はこう指摘しています。どうやって公園ができていくのかというのが分かります。元来、人間の生活には物質文明だけでは事足りるとすることは不可能であり、自然的な生活環境の必要は近代都市文明においてこそ最も顕在化するものである。昭和初期の東京が時代の要求に対応すべく、市街地を取り巻く環境の保全に着手したことは当然であって、地方計画としての緑地計画の誕生を見るに至ったのは、最も注目すべきことである。この東京緑地計画をまとめた都市計画東京地方委員会という組織こそ本都市計画審議会の前身と言える組織であります。

私たち都市計画審議会は、この崇高な緑地を保全していこう、作っていこうという時代に作られた地方委員会のその系譜をたどっているんです。当時の木戸幸一内務大臣に対する報告でこう言っています。東京市及びその近郊における市街地の膨張、発展に伴い、緑地、空地は日々侵食せられ、自然の景勝、風致は年とともに壊滅の途をたどりつつある。市民の保健衛生上はもちろん、防空・防火、その他保安上あるいは情操教育上より見るもすこぶる憂慮に耐えざる状態にこれあり候について、東京市及びその付近における緑地の保存並びに育成に関する計画を樹立せんとしたとしています。

私たちは、この都市計画東京地方委員会の精神、見地を継承し、都市計画審議会委員としてここに立っています。これらの歴史を振り返ってみて、その精神、見地に真っ向から反する所業を許していいのか、私たち都市計画審議会が神宮外苑を守らずに誰が守るというのか。都市計画審議会委員各位の賢明な御判断を切に願うものであります。少なくとも都民的・国民的な合意が図られていないことは確かであり、議論が尽くされていないことは明らかです。私は今日この場でこの決定を決断すべきではないと。せめて継続をして、もう少し議論を広げていかなきゃいけないんじゃないかということを議長に提案したいと

思います。

【原田(保)会長】 それでは、今何件か一括して審議しておりまして、外苑地区の議論を中心にやってきましたけれども、それも含めてほかの案件について御意見等々あればよろしくお願いします。

### 青山委員

【青山委員】 原田委員に催促されたので、一言発言をさせていただきたいと思います。

東京公園史話を書いた前島さんも、それから、私も、それから、お名前を挙げられた私が尊敬してやまない石川幹子さんも、いずれも多分教科書としている本がありまして、ぜひそれを原田委員も読んでほしいんですけれども、佐藤昌の日本公園緑地発達史という本がありまして、これは日本公園緑地発達史で上下巻、それから、欧米緑地公園発達史で1巻と大変分厚い本ですけれど、多分都議会図書館とかにあるんじゃないかと思いますけれども、戦後に至る明治以来の日本の公園の発達史という本なんですけれども、公園緑地の歴史を書くのになぜ発達史と書いたかといいますと、緑地や公園をみんなの共通の思いとして守っていく、あるいは特に明治、大正、昭和の歴史だと拡充していくというのが、制度がその時代に応じて、あるいは状況に応じて制度を的確に変えていくという意味で発達史と彼は名付けたわけです。

そういう意味では、東京都の公園まちづくり制度という制度を今回活用して、特にラグビー場と野球場を入れ替えるという形で、特に観客の多い野球場を青山一丁目駅という地下鉄3線があるところに帰りやすいという形で変えたというような絶妙な私は今回の配置計画だと、そう思います。

また、今まで第二球場があったところ、そして、今まで神宮球場があったところ、現在ですけれども、そこを通って秩父宮ラグビー場を利用した人がJRに行くには、はっきり言って相当うっそうとしていて、だから、それを守ろうという声が強く出てくるので、それは石川幹子さんの思いを私は多としますけれども、ただ、はっきり言うと、願わくば今回の都市計画によって野球場からJRに行く場合も、もうちょっと人が安心して歩けるような道にするといいと。今は率直に言うと、夜は、ここは車の抜け道になっていると言うとちょっと言い過ぎなんですけど、とても貴重な道なんですけれども、実態としては、はっきり言って私は青山一丁目に長く個人事務所を置いていましたけれど、夜通るにはやや危険という地域でした。

そういう意味では、よくニューヨークのセントラルパークを今回も石川さんは例に挙げ

ていますけれど、危険な公園であれば何でもいいということではないんだと思います。そういう意味で、公園も緑地も私たちは時代に合わせて活用していくという発想が必要で、それを行政の面で言いますと、公園を購入して、公有地化して公園を増やしていくという時代が確かにありました。ただ、今はやはり東京都の公園まちづくり制度の趣旨にあるように、民間による都市開発の機会を捉えて公園を守っていく、あるいは充実していく、あるいは利活用できるようにしていくという考え方が私は大切なんだと思います。

更に言うと、秩父宮ラグビー場ができて70年になります。神宮野球場ができてもうすぐ100年になります。そういう意味ではですね、もともとこの入替え方針というのは2015年に関係権利者が基本的な覚書を結びまして、そして、これは東京都のホームページに出ていますけど、2018年にまちづくり指針という形で具体的に今回の入替え計画が発表されてきているわけでして、そういう意味ではですね、もうラグビーとか野球等の関係者にとっても待ったなしの状況に来ておりますので、私は石川幹子さんの思いと行動力は多とするわけですけれども、全体的に見た場合に、いかに都民が緑に親しみスポーツに親しむかという目的からいうと、今回、一日も早く決定して事業を推進していただくと。それから、とはいえ既存の緑をできるだけ守るという思いは今回も各委員から強く出されておりますので、そういった事業の推進の仕方をしていただくということで直ちに決定されることを望みたいと思います。

【原田(あ)委員】 議長

【原田(保)会長】 外苑の件ですか。

【原田(あ)委員】 はい。

【原田(保)会長】 どうぞ。

【原田(あ)委員】 今、青山先生からそのようなお話がありましたけれども、はっきり言っておきますけれども、今は民間の力を使って公園を作る時代だとおっしゃいましたが、この計画は正に公園の環境を民間に切り売りするような、そういう計画になっているじゃないかと私は指摘をしたんです。多くの住民、都民、専門家がこの計画を非常に不安の目で見ていますよ。ぜひですね、そうした声を聴いていただきたいなと。青山先生は推進だというふうにおっしゃいましたけれども、私も今回いろいろ調べていまして、青山先生の、青山良道先生の、中野区長のお話に触れることもありました。住民の声をいち早く取り入れて、教育委員会の公正性を実現した立役者ですよね。ぜひですね、青山先生におかれましても、住民の声を第一にして、この都市計画審議会の決定にですね、判断いただ

きますよう求めて意見とします。

【原田(保)会長】 武井委員、どうぞ。

【武井委員】 よろしいですか。港区長の武井です。

私の方からは港区の区域になっておりますいちょう並木などについてちょっと意見を述べたいと思いますが、冒頭、議案説明の中で港区の都市計画審議会での議論については御紹介をいただきました。都市計画案としては異議ないものとして了承するという答申を受けております。その上で附帯意見としまして、いちょう並木等について触れられております。このいちょう並木を中心とするこの風格ある都市景観というものは港区のまちづくりにおいても大変重要なものでございます。今後、区といたしましても、設計などの深度化される際には、その視点に基づいた配慮を求めていくなど事業者などと協議をしていくことと考えておりますので、東京都はじめ関係各所にも同様の御配慮をお願いしたいと思います。

また、あわせて青山通り周辺への風害対策もですね、同様に十分な配慮をお願いしたい と思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。意見として述べさせていた だきました。

【原田(保)会長】 今、武井委員から地元の区長さんというお立場も含めてですね、 お話しありましたけれど、改めて東京都から今の武井委員の御発言に対して考え方があり ましたら御説明をよろしくお願いします。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 今、議長から御意見いただきましたので、附帯意見に付されました事項、 今、区長からお話しいただきました事項につきましては、今後の計画の具体化に合わせま して、都としてもまちづくり指針や景観計画、また、環境影響評価書の整合、区とも連携 しまして引き続き調整し、神宮外苑地区のまちづくりをしっかり推進してまいりたいと思 っております。

【原田(保)会長】 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 ほかの案件についてもよろしいでしょうか。

今ずっと審議されておりましたけれども、今回ほかにも幾つか案件ございますので、私からは議第7542号、愛宕地区地区計画の変更についての意見表明と、その後、議第7545号、武蔵小山商店街の賑わい軸地区計画について若干質疑をさせていただきたいと

思います。

愛宕地区地区計画の変更については、この地区計画の目標を見ますと、愛宕山に残された緑と歴史的・文化的環境を保全するというふうにありますが、皆さん御承知のように、この場所、既に北側に虎ノ門ヒルズがそびえております。今回の計画は高さ160メートルもの超高層ビルが建つ計画で、景観は更に悪化すると言わざるを得ません。これでどうして残された緑と歴史的・文化的環境を保全できるのか私には理解できません。

今回の計画では、1,500平米の土地で一定の仮定条件による $CO_2$ 排出量予測が2,200トンです。東京は本気で $CO_2$ 排出削減、排出量を削減しようと考えているのか。そうであるならば、このような大規模建設は本当に抑制すべきです。この場で何度も原田委員も質疑をしていますが、そういう発想が全くないというのは本当に残念というか、このままではいけないというふうに言わざるを得ません。しかも、今回容積率の大幅緩和です。本計画によるF地区の容積率は愛宕下通り30メートルが600パーセント、その他が400パーセント、平均497パーセントだったものが1,300パーセントという大幅な容積率の緩和です。公共貢献として幾つか説明されていましたけれども、その公共貢献さえすればどこまでもどこまでも容積率が増えていくという今のやり方は、とても環境を守るものとは言えないと思います。これだけの容積率緩和、容積緩和が許容されてしまうような本計画には反対を表明したいと思います。

続いて、議第7545号、武蔵小山商店街の賑わい軸地区計画についてです。先ほども質疑がありました。私もほぼ同じ思いで今聞いておりましたけれども、本当にこの地域、今既に駅前に、武蔵小山の駅前に既に高さ142メートルの超高層マンションも建っていて、そこに更に145メートルの超高層マンションが3棟建つという計画で、これが本当に武蔵小山商店街の皆さんが望む賑わい軸の創出になるのかというふうに疑問です。ここの地区計画には、多世代に対応した住宅と商店街が一体となった地域の生活拠点となる個性豊かな複合市街地を形成するというふうにあるんですね。今でもこの武蔵小山のこの商店街、街並みは何十年も時間をかけて地域の皆さんが作ってきた、商売を続けてきた方々が築いてきた個性ある街並みだと思います。もちろんほかの商店街と同じようにですね、いろんな御苦労をされていると思います。

しかし、私も現地を歩いてきましたけれども、平日の午後でしたけれども、にぎわって おりました。なぜ再開発という手法でわざわざこの商店街を作り替える必要があるのかと 率直に思いました。商店街でも何軒かお話を伺ってきました。ある年配の女性の方は、近 くの八百屋で大根とかキャベツとか安いから買いたいわと思ったときに、重たくても何回 も気軽に往復できる、住宅と商店街が一体で本当に住みやすいところだ。このままここに 住み続けたいとおっしゃっていました。

そこで、改めて今回なぜこの地区計画が必要なのか、その必要性について伺います。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 本地区は、東京都の都市計画区域マスタープランにおいて土地の高度利用や都市基盤の整備による商店街の更新、商業、居住、文化、コミュニティなどの機能の強化・集積や防災性の向上などが示されております。また、品川区まちづくりマスタープランでは、地域活性化拠点として、にぎわいと回遊性のある、区の西の玄関口にふさわしい複合市街地を形成することが示されております。これらの上位計画等を踏まえ、当地区の将来像の実現に向け、地区計画を検討する必要がございます。

【原田(保)会長】 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 商店街の更新、機能強化というふうにおっしゃるんですけども、本当に誰のための、何のために必要なのかというふうに思うんですね。駅前、お話し聞きましたら、かつての面影はなくて、以前商売していた方々もほとんど残っていらっしゃらないと聞きました。この町で生活している方、商売している方が生活できなくなる、商売を続けられなくなる、これでいいのかということが様々語られました。説明会でもそういう声がたくさん出されておりました。

それから、木造密集市街地が問題だとか防災の観点からも必要だということも言われているんですけれども、そのために今必要なことは木造住宅の耐震化、不燃化を進めることであって、再開発しなくても例えば低層の共同化住宅で道路の拡幅を行うこともできると地元の品川区の方はおっしゃっていました。

そして、都市計画のこの進め方についてもちょっとお伺いしたいんですけれども、今ですね、再開発準備組合が設立されています。地元住民にはこれまで詳しい計画がほとんど知らされずに来たというふうに聞きました。中にはですね、準備組合に入った覚えがないのに入会したことにされ、あそこも入会したからと説得材料に使われたという怒りの発言があったり、それから、情報が欲しいなら準備組合に入るしかないと言われて賛成か反対か分からないけれども、とにかく準備組合に入ったら推進側だというふうに見られてしまったとか、そういう話も地元で聞いてまいりました。

品川区が決定する市街地再開発事業は、品川区の都市計画審議会で賛成多数で決議はされましたけれども、今回のこの都計審で再開発促進区を決めるこの地区計画が決定されれば、準備組合は市街地再開発組合を設立し、権利変換、計画認可へとどんどん進んでしまうことになるわけですね。再開発に反対の声が町では渦巻いています。その中で今本当に都市計画を進めるべきなのか、これは立ち止まるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 本計画は、上位計画等における位置付けを踏まえ、品川区における市街 地再開発事業の決定にあわせ、都が地区計画を決定することで老朽化した木造密集市街地 の更新や広場の整備などによる防災性の向上、商店街の魅力の継承、都市計画道路や歩行 者空間の整備などを図るものでございます。

なお、品川区が決定します市街地再開発事業につきましては、本年1月の区の都市計画 審議会において議決されておりまして、合意形成につきましては、準備組合において地権 者等との協議を引き続き進めていくこととしております。

【原田(保)会長】 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 ですからね、品川区では決まっているんですよね。ここで通ってしまうと、ほぼ後戻りできないということになってしまうんじゃないかと。今地元で問題になっていること、生活ができるのか、住み続けられるのか、先ほどもお話しありました高齢の方がタワーマンションに住むといっても、高くて住めない、年金だけでは支払えない、結局町を出ていかなくちゃいけないかもしれない。選ぶ権利があるよと言いますけど、結果としてはお金がなければ出ていなければならない。それから、商売をやっている方も賃料が高ければ、払えなければ出ていかざるを得ない。選べるんじゃなくて追い出されてしまうわけですよね。

それ以外にも風害も大問題になっています。ちょっと1点、風害についても伺いたいんですが、現在の駅前の再開発されたビルのビル風、ひどいということを聞きました。新たに3棟の超高層マンションができたら、もう更なる風による被害が広がると思いますが、これについて本当に責任持って対応できると言えるんでしょうか。現在でも解決していないのにと思いますが、いかがでしょうか。

【小野幹事】 議長、都市づくり政策部長

# 【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 今回の計画では、事業者が風環境の予測を行っておりまして、防風、植栽等の対策を講じることにより、低中層住宅市街地相当の風環境が確保されることとなっております。また、建物の完成後に風環境の調査を行い、必要に応じて対策を行うこととしております。

なお、既に完成しておりますパルム駅前地区では、事業者が新たに高木の植栽などによる対策を実施することと承知しております。

【原田(保)会長】 里吉委員、どうぞ。

【里吉委員】 私の地元の世田谷区でも三軒茶屋ですとか二子玉川ですとか、超高層の建物が建ったときに大変なんですよね。二子玉川では何年もかけて風対策、もう議会も挙げて、区も挙げて対策を取りました。議論しました。ずっとやってきました。でもね、最終的にはやっぱり解決しないんですよ、なかなか。本当にそれが大変な問題で、この地元では今でもタワーマンションのビル風で突風が吹いて、バイクや自転車ごと転倒する、こういう実害が報告されているわけです。だから、こういうことに本当に対応できるのかと。風が吹いてから、後から解決しますじゃなくて、こういう風害ができるようなタワーマンションを作っていいのかと、そこから本来であれば考え直していただきたいというふうに思うわけです。

最後に意見、述べます。多様性社会で人々の価値観も多様なのに、なぜタワーマンションのみにこだわったこんな開発を進めるのかということを御高齢の女性から言われました。住み続けたいまちと言うけれども、矛盾しているんじゃないか。新たなタワーマンション3棟、1,840戸、これで人口密集地となる、これで本当に防災上安全と言えるのか、こういう意見もいただきました。この地域には5棟のマンションがあって、この区分所有者は多くが年金暮らしの高齢者です。ついの住みかをこの計画で壊されると聞き、驚きと不安でいっぱいだ、夜も眠れない。維持費が高いタワーマンションには住めない。この町に住み続けたいけれども、結局追い出される。先ほども述べましたけれども、お店も駅前で従前営業していたお店で残ったのは4店舗しか戻らなかった。結局住民追い出しとなる都市計画ではないか、こういう声が次々と寄せられていて、今地元では反対の声が広がっています。

年末の2週間の縦覧のときに反対の意見書317通反対が出されたということにも表れているように、地域住民の合意はされていません。このような都市計画には反対を表明し、

意見といたします。

【原田(保)会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 晴海地区について1点だけ確認をさせてください。

平成29年3月に選手村の地区エネルギー整備計画が公表されまして、この晴海の選手村地区において水素エネルギーなどを活用したまちづくりの実現が位置付けられました。その後、都は水素事業を手掛ける民間事業者を決定し、東京2020大会に向けた基盤整備に合わせ、水素パイプラインの大半について設置済みであるというふうに聞いております。本議案は、この選手村地区エネルギー事業における水素ステーションの計画の具体化に伴い、晴海地区の地区計画における第5-10街区に地区整備を追加して、水素を活用した先進的なまちを実現していくということであり、私も大いに期待をしております。

そこで、この水素ステーションを整備することで選手村地区における今後の水素利用に ついてどのように取り組んでいくのか伺います。

【朝山幹事】 議長、市街地整備部長

【原田(保)会長】 はい、どうぞ。

【朝山幹事】 選手村地区の水素利用につきましては、東京2020大会後のレガシーとなるまちの形成に向け、大会に向けて整備した仮設の水素ステーションの設備を本街区に移設するとともに、更に設備を増設することにより常設の水素ステーションとして整備し、地区内外からの車両への供給を行ってまいります。

また、この水素ステーションから各街区へ至る水素パイプラインの整備を完了させ、実用段階では日本初となるパイプラインによる各街区への水素供給を行い、発電した電力を住宅の共用部などで活用してまいります。

【原田(保)会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 この水素活用の取組が成功するかどうか大変重要な取組だと思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【原田(保)会長】 それでは、日程第4につきましては、御意見、御質問等よろしゅうございますでしょうか。

それでは、先ほど原田委員から神宮外苑地区について採決を保留すべきだというお話しありましたけれど、本件だけで相当時間をかけて本審議会でも議論をしてまいりましたし、私としては本件についても他の案件も含めてですね、採決をしたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

【原田(あ)委員】 議長、動議。

【原田(保)会長】 どうぞ、原田委員

【原田(あ)委員】 議第7543号、神宮外苑地区地区計画、第7544号、第5・6・18号明治公園計画の変更については、十分な議論が尽くされていない、まともな資料も提出をされていない、広く国民的・都民的な議論が交わされていない。以上の点から、この案件については継続とすべきことを主張したいと思います。動議です。採決してください。

【原田(保)会長】 そういう動議を提出していただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、二つの案件につきましては相当時間をかけて、1時間以上かけていろんな多方面からいろんな議論がされておりますので、私としては採決したいと思いますし、そういうことで……

【原田(あ)委員】 議長、動議です。動議です。その動議についての採決をしてください。

【原田(保)会長】 動議について、あえて採決を取る必要性はないと……

【原田(あ)委員】 いや、それは無理です。それはできません。

【原田(保)会長】 御意見ないようですので……

【原田(あ)委員】 いや、それはできません。都市計画課長、都市計画課長。動議の 採決を取ってください。

【原田(保)会長】 どうぞ、都市計画課長

【事務局(黒田都市計画課長)】 動議に関しまして特段の規定はございませんから、議 長の御判断にお任せいたします。

【原田(保)会長】 ということが今までの慣例のようですので、そういったことで本件につきましては相当な時間をかけて本審議会でいろんな角度から御審議をいただいたというふうに私は思いますので、採決をさせていただきたいと思います。

[ 「異議なし」の声あり ]

[ 「最後に意見」の声あり ]

【原田(保)会長】 最後の意見ですか。はい、どうぞ。

【原田(あ)委員】 私、ただ今動議を提出いたしまして、それについての採決を求めましたが、議長の独断ということで、その動議を採決しないと。継続審議の動議を出したわけですが、継続はせず一気にここで賛成か反対かを取ってしまうんだという、それを独

断でやられるということをおっしゃいましたので、それも含めてこれから長いこの都市計画審議会の歴史に刻まれるんだということをしっかりと認識していただきまして、議事を進行してください。

【小野幹事】 議長、よろしいでしょうか。都市づくり政策部長

【原田(保)会長】 小野幹事

【小野幹事】 今、議長の御判断で採決不要というふうにおっしゃっていただきましたが、委員から動議が出ましたので、もし議長がよろしければ継続かどうか、ただ今速やかに採決するかどうか議決を取ってもらっても結構だと思いますので、お任せしたいと思います。

【原田(保)会長】 そういうことで、私の判断でやったということですので、改めて 動議についての採決の必要はないと思いますので、このまま進めさせていただきます。

それでは……

【原田(あ)委員】 ほかからも出たのにやらないんですか。

【原田(保)会長】 いやいや、参考意見としてはお聞きしましたけれども、この場の雰囲気も採決すべきだという意見が大勢だということも含めてですね、私が判断をいたしましたので、採決に移らさせていただきます。

【原田(あ)委員】 議長、いいんですか、そんなことで。

【原田(保)会長】 それでは、採決に移らさせていただきます。

まず、議第7541号、晴海地区……

【原田(あ)委員】 これをもって反対すべきだ。

【原田(保)会長】 今採決ですので、お静かにしていただけますでしょうか。

【原田(あ)委員】 今の議事進行を含めて採決すべきだ。反対すべきだ。

【原田(保)会長】 ちょっとどういう意味か分からないんですが、意見としてよろしいですね。分かりました。

それでは、採決に移らさせていただきます。

まず、議第7541号、晴海地区地区計画の案件について、賛成の方は挙手を願います。

[ 賛成者举手 ]

【原田(保)会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7542号、愛宕地区地区計画の案件について、賛成の方は挙手を願います。

### [ 賛成者举手 ]

【原田(保)会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7543号、神宮外苑地区地区計画の案件について、賛成の方は挙手を願います。

### [ 賛成者举手 ]

【原田(保)会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議第7544号、都市計画公園明治公園の案件について、賛成の方は挙手を願います。

# 〔 賛成者挙手 〕

【原田(保)会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第7545号、武蔵小山賑わい軸地区地区計画の案件について、賛成の方は挙 手を願います。

### 〔 賛成者挙手 〕

【原田(保)会長】 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【原田(保)会長】 次に、日程第5といたしまして、議第7546号を議題といたします。

多少時間がかかっていますので、簡潔な説明でよろしくお願いします。谷崎幹事、お願いします。

【谷崎幹事】 日程第5、議第7546号、汚物処理場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の許可について説明いたします。

建築基準法第51条において、産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物の新築又は 増築をする場合は、次のどちらかであるとされております。

一つは、敷地の位置を都市計画決定しているものであるか、もう一つは、ただし書として特定行政庁が都市計画審議会の議を経て敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したものであるかのいずれかでございます。本件は、後者のただし書規定に基づき、東

京都都市計画審議会に付議するものでございます。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」201ページから205ページまででございます。モニターの航空写真と併せて、「議案・資料」203ページの計画図を御覧ください。

計画地は江東区にあり、東京メトロ東西線南砂町駅の南約1キロメートルに位置しております。また、計画地は区有通路及び特別区道を経て、永代通りに接続しております。

なお、計画地は工業専用地域内にあり、半径600メートル範囲内には住宅はございません。

事業主体である株式会社京葉興業は23区内で発生した仮設トイレし尿等の一般廃棄物 及び都内を中心とする首都圏の事業所で発生した産業廃棄物の受入れ、薬注固化、生物処 理などの中間処理を行っております。

計画地においては、昭和57年より船舶を用いた産業廃棄物の収集運搬業務を開始しており、あわせて建築基準法上の許可を要しない規模の脱水処理等を行っております。

今般、同社は計画地及び1敷地挟んだ南側近接敷地で稼働する施設を、更新にあわせて 計画地に集約し、全作業を屋内化するなどの環境保全対策を強化することとしております。

「議案・資料」201ページの計画の概要を御覧ください。

計画地の敷地面積は約1~クタール、汚物処理場の1日の処理能力は360立方メートル、産業廃棄物処理施設の1日の処理能力は汚泥の脱水が750立方メートル、汚泥の乾燥が22.5立方メートルとなります。今回の計画では、これらの処理能力が許可基準処理量を超えるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要になったところでございます。

施設の配置につきましては、「議案・資料」204ページの参考図1、施設配置図のとおりでございます。

「議案・資料」205ページの参考図2、外観図を御覧ください。モニターにも同じも のを映しております。

周辺の生活環境への影響を最大限回避・低減するために、作業場所・保管場所を全て屋内化しております。また、建屋の出入口には電動シャッターを設置し、集じん機及び消臭剤を散布する噴霧器も設置することで、騒音・振動・臭気対策を図ることとしております。

なお、令和4年1月に知事に提出された「東京都環境影響評価条例」に基づく「環境影響評価書」によりますと、今回の施設の稼働に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少

ないと予測されております。

日程第5の説明は以上でございます。

【原田(保)会長】 以上で日程第5の案件についての説明は終了しました。御意見、 御質問等あればよろしくお願いいたします。

[「なし」の声あり]

【原田(保)会長】 では、ないようでございましたら、本件につきまして採決に入らさせていただきます。

議第7546号、汚物処理場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の許可、 株式会社京葉興業の案件について、都市計画上支障がないとお考えの方は挙手をお願いい たします。

〔 賛成者挙手 〕

【原田(保)会長】 全員賛成と認めます。

よって、本案は都市計画上支障がないものといたします。

【原田(保)会長】 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の 皆様方には長時間にわたり、御審議をいただき、御協力をいただきまして誠にありがとう ございました。

なお、議事録には、私のほか鬼沢委員にも御署名をお願いしたいと存じますので、よろ しくお願いをいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後4時59分閉会

※本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。